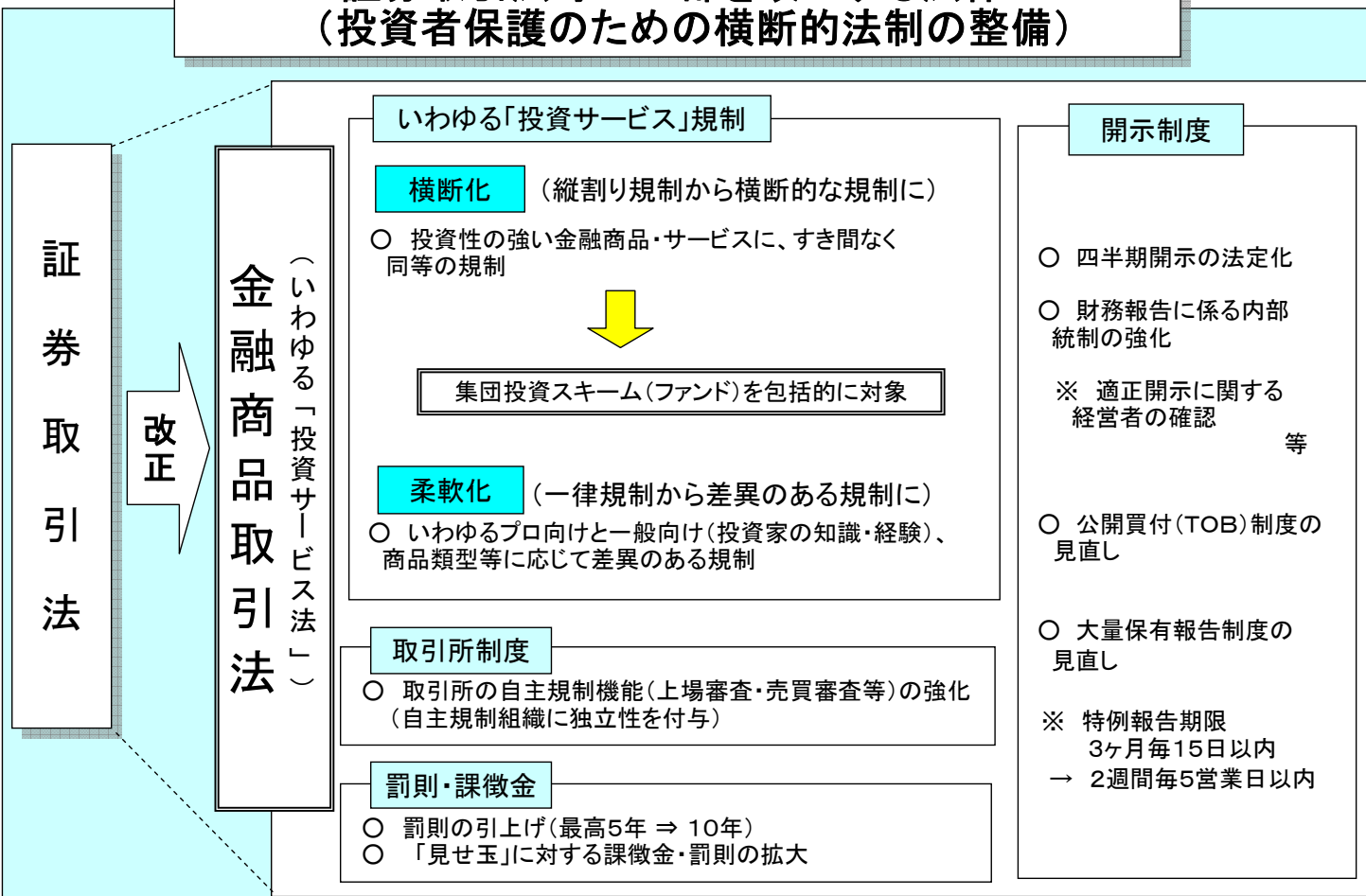


証券取引法等の一部を改正する法律 (投資者保護のための横断的法制の整備)



(注)「証券会社」「証券取引所」の名称は引き続き使用。

- 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法
 - 保険業法
 - 商品取引所法
 - 不動産特定共同事業法
- 等
- } 利用者保護ルールについて、基本的に金融商品取引法と同様の規制を適用

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

1. 以下の法律を廃止
 - ・ 金融先物取引法
 - ・ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律
 - ・ 抵当証券業の規制等に関する法律
 - ・ 外国証券業者に関する法律
2. 関係法律の規定の整備
 - ・ 商品投資に係る事業の規制に関する法律(いわゆる商品ファンド法)

・ 金融商品販売法
説明義務の拡充等
⇒ 損害賠償額の推定
(元本欠損額)

金融商品取引法（いわゆる「投資サービス法」）の施行日について

| 改正の概要 | 施行日 |
|--|---|
| ○ 罰則の引上げ、「見せ玉」への対応 | 平成18年7月4日施行 |
| ○ 公開買付規制の見直し、及び大量保有報告制度の見直し | 平成18年12月13日施行 ※大量保有報告に係る特例報告の頻度・期限の短縮等に関する部分は平成19年1月1日施行、大量保有報告書等の電子提出の義務化に関する部分は平成19年4月1日から施行 |
| ○ 四半期開示の法定化及び財務報告に係る内部統制の強化 | 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日（平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用） |
| ○ 幅広い金融商品・サービスに関する規制の横断化と柔軟化 （従来規制のすき間となっていたファンドも含めて包括的に規制の対象に）。 → 周知・徹底、対応のための準備期間が必要 | 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日 |
| ○ 取引所の自主規制機能の独立性強化 | |
| ○ その他の関係法律の整備 | |

（注）公布日は平成18年6月14日

対象商品・取引の拡大

| 証券取引法の対象商品・取引 | | 金融商品取引法の対象商品・取引 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 国債 ・ 地方債 ・ 社債 ・ 株式 ・ 投資信託 ・ 有価証券デリバティブ取引 など | ⇒ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国債 ・ 地方債 ・ 社債 ・ 株式 ・ 投資信託 ・ 信託受益権全般 ・ 集団投資スキーム持分(包括的定義) ・ デリバティブ取引(幅広い定義) など |

<集団投資スキーム持分とは>

組合契約・匿名組合契約その他いかなる形式によるかを問わず、

- ① 他者から金銭などの出資・拠出を受け、
- ② その財産を用いて事業・投資を行い、
- ③ 当該事業・投資から生じる収益などを出資者に分配する

ような仕組みに関する権利。

313

政令・内閣府令等のポイント

いわゆる「学校債」

(学校法人に対する貸付債権)

▽ 対象として追加。

- ① 証券・証書化したもの
- ② 以下のもの
 - ・ 同一条件・利子付き、かつ、
 - ・ 在校生の父母など以外の者が取得するもの

集団投資スキームの包括的定義

▽ 投資者保護の観点から問題のないものを対象から除外。

- (例)・ 全員関与のもの
- ・ 保険・共済
 - ・ 各種法人への出資など
(有限責任中間法人を除く。)
 - ・ 法律事務所などへの出資

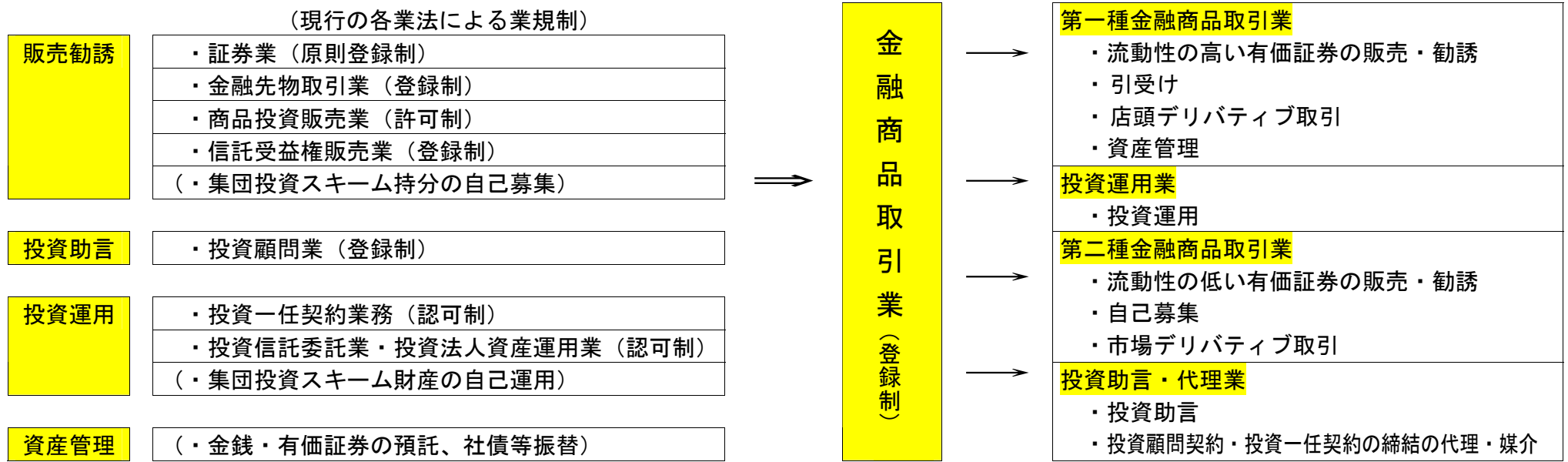
「デリバティブ取引」の範囲

▽ 各種統計(例えばGDPなど)に基づくデリバティブ取引などを対象として追加。

▽ 投資者保護の観点から問題のないものを対象から除外。

- (例)・ 保険・共済
- ・ 債務保証

対象業務の横断化・業務内容に応じた参入規制の柔軟化



314

規制の横断化

参入規制の柔軟化

政令・内閣府令等のポイント

金融商品取引業からの除外

▽ 投資者保護の観点から問題のないものを対象から除外。

(例)

- ・ 国・地公体・日銀の行為
- ・ プロ向けのデリバティブ取引

登録拒否要件の審査基準

〔業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者〕

▽ 役員・使用人の資質などを明記。

業務範囲 (届出業務)

▽ 排出権取引・排出権デリバティブ取引などを追加。

業務の種別に応じた最低資本金要件

▽ 第一種金融商品取引業： 5,000万円
(元引受業務を行う場合は、30億円または5億円)

▽ 投資運用業： 5,000万円

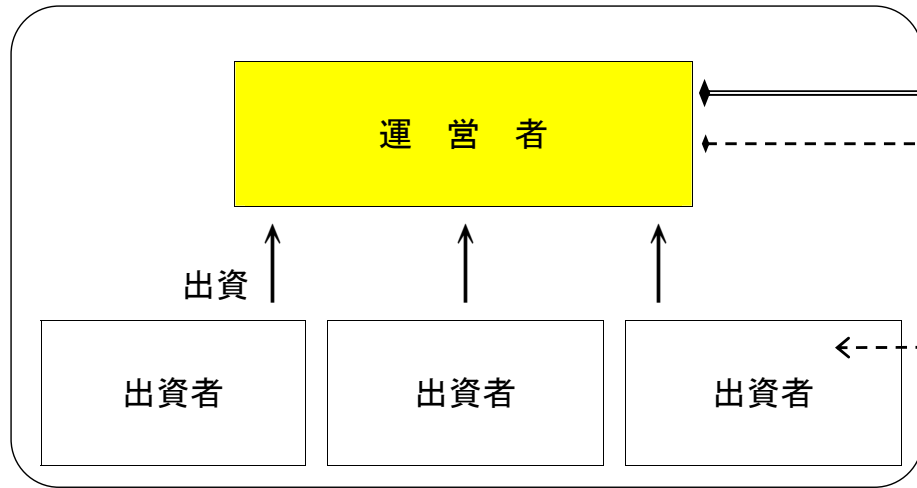
▽ 第二種金融商品取引業： 1,000万円

〔

- ・ 第二種金融商品取引業を行う個人
→ 営業保証金 (1,000万円)
- ・ 投資助言・代理業 → 営業保証金 (500万円)

〕

集団投資スキームの自己募集・自己運用に関する規制の整備



集団投資スキーム（ファンド）

（出資財産の主として有価証券・デリバティブ取引への投資運用）

⇒ **自己運用**（投資運用業）

（運営者自身による集団投資スキーム持分の取得の勧誘）

⇒ **自己募集**（第二種金融商品取引業）

特例 相手方がプロ（「適格機関投資家等」）の場合は、登録は求めない（届出制）

315

政令・内閣府令等のポイント

運営者が運用権限の全部を外部委託する場合

▽ 投資運用業の登録業者に全部委託をする場合、一定要件の下で、運営者には投資運用業の登録義務を除外。

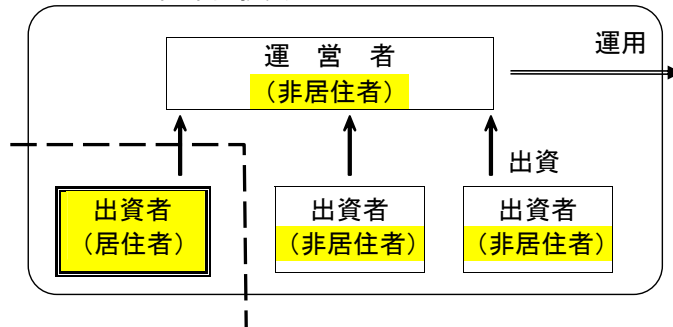
届出制の特例の要件（自己募集・自己運用の相手方）

▽ 「1人以上の適格機関投資家」 + 「49人以下の一般投資家」

（注）ファンド・オブ・ファンズ（FOF）の場合

▽ 投資事業有限責任組合（LPS）および有限責任事業組合（LLP）については、上記の要件で届出制。

外国集団投資スキーム（ファンド）



外国集団投資スキームの特例（自己運用）

▽ 「本邦居住者の投資家が10名未満の適格機関投資家」等の要件を満たす「自己運用」は、登録（届出）義務を適用除外。

（注）「自己募集」は、登録制（届出制）により規制。

業者が遵守すべき行為規制の整備

金融商品取引業者等に適用される
主な販売・勧誘ルール

| | |
|---------|--------------|
| 広告などの規制 | 書面交付義務（説明義務） |
| 各種禁止行為 | 損失補てんなどの禁止 |

政令・内閣府令等のポイント

316

広告などの規制

- ▽ 多数の者に同様の内容で行う情報提供を幅広く対象化。
(例) 広告、郵便、FAX、電子メール、ビラ・パンフレット配布など。
- ▽ 表示方法： 「リスクがある旨」などについて、大きな字で明瞭・正確な表示を義務付け。
- ▽ 表示事項： 手数料情報、リスク情報、その他顧客の不利益となる事実などの表示を義務付け。

テレビ・ラジオCM、看板・ポスター、ノベルティグッズなどは、「リスクがある旨」「書面を十分に読むべき旨」を表示。

契約締結前の書面交付義務など

- ▽ 記載方法： 特にリスク情報などについて、分かりやすい記載を義務付け。
- ▽ 記載事項： 取引類型ごとに規定。
- ▽ 投資者保護の観点から問題のない場合は、書面交付義務を適用除外。
(例) 過去に書面交付している場合 など

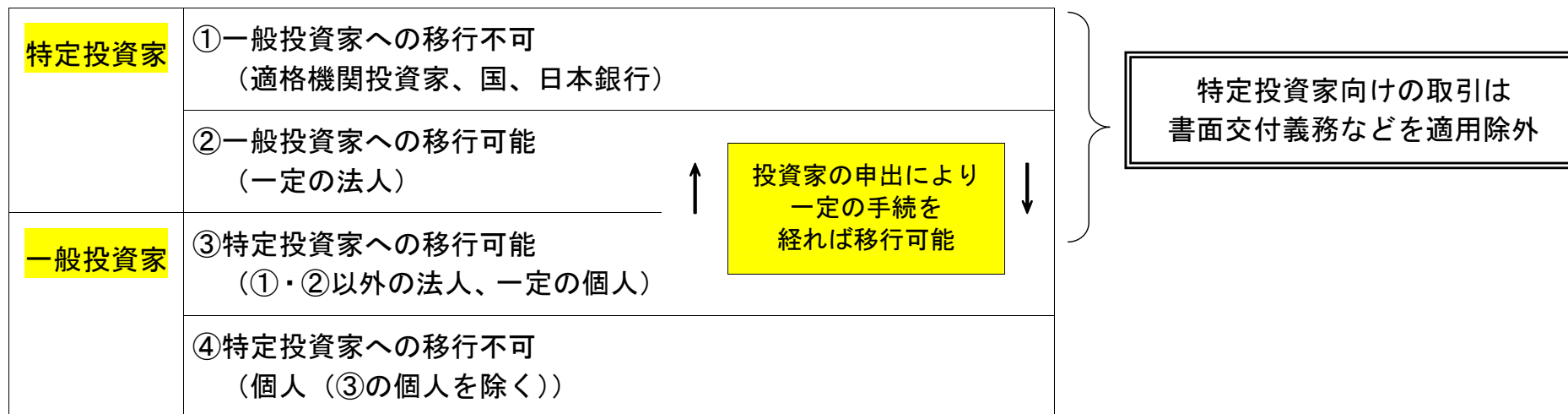
各種禁止行為

- ▽ 不招請勧誘の禁止： 店頭金融先物取引に適用。
- ▽ 勧誘受諾意思確認義務・再勧誘の禁止：
金融先物取引全般に適用。
- ▽ 契約締結前交付書面などの交付に関し、リスク情報などについて顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないで契約を締結する行為を禁止。
- ▽ 個人顧客に迷惑を覚えさせる時間の電話・訪問勧誘を禁止。

損失補てんなどの禁止

- ▽ 業者が顧客に対し「事故による損失の補てん」を行う際に行政の確認を要しない場合として、以下を追加。
 - ・ 認定投資者保護団体
 弁護士会仲裁センター
 国民生活センター
 地方公共団体
 認証紛争解決事業者
 } のあっせんによる和解など。
- ・ 一定の要件の下で弁護士（1千万円以下）・司法書士（140万円以下）が顧客を代理して行う和解。

顧客の属性に応じた行為規制の柔軟化（特定投資家（プロ）と一般投資家との区分）



317

政令・内閣府令等のポイント

「一般投資家への移行可能な特定投資家」の範囲

- ▽ 地方公共団体
政府系機関
特定目的会社
上場会社
資本金5億円以上と見込まれる株式会社
金融商品取引業者・特例業務届出者
外国法人 など

「特定投資家への移行可能な個人」の範囲

- ▽ 1年以上の取引経験があり、取引状況などから合理的に判断して
 - ・ 純資産額3億円以上
 - ・ 投資性のある金融資産3億円以上 と見込まれる個人
- ▽ 任意組合・匿名組合などの運営者である個人
(出資合計額3億円以上の組合、全組合員の同意取得が要件)

「一般投資家」「特定投資家」間の移行の手続

- ▽ 移行の単位(契約の種類)、移行の有効期間の特例 など

業態を越えた横断的な投資者保護法制の整備

政令・内閣府令等のポイント

以下の商品・取引には

金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールを適用

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・投資性の強い預金など（銀行法など） ・投資性の強い保険など（保険業法など） ・投資性の強い信託（信託業法） | <ul style="list-style-type: none"> ・商品先物取引（商品取引所法） ・不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法） |
|--|---|

投資性の強い預金・保険・信託に対する規制の横断化

対象となる商品の範囲

- ▽ 外貨預金、デリバティブ預金、通貨オプション組入型預金
- ▽ 変額保険・年金、外貨建て保険・年金、解約返戻金変動型保険・年金
- ▽ 一定の信託（公益信託、元本補てん型信託、普通預金等のみで運用する信託、管理型信託、物・権利の管理・処分信託）以外の信託

民間団体が行う苦情解決・あっせん業務を行政が認定

⇒ 当該団体の業務について、一定の信頼性を確保

- | | |
|------------|---|
| 認定業務の対象事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該団体の構成員である金融商品取引業者等 ・ 対象となる旨の同意を得た金融商品取引業者等その他の業者 |
|------------|---|

認定投資者保護団体制度の整備

認定投資者保護団体の対象事業者の範囲

- ▽ 業態を越えて、投資性の強い金融商品を取り扱う業者を幅広く指定（例）銀行、保険会社、信託会社 など

民法の損害賠償請求の原則

【①～④を被害者が立証する必要】

- | | |
|-------|--------|
| ①違法行為 | ②故意・過失 |
|-------|--------|

↓ (④因果関係)

③損害額

金融商品販売法による特例

【被害者は②～④の立証不要】

- | | |
|---|----|
| 金融商品（預金・保険・有価証券など）の販売時の説明義務 断定的判断の提供等の禁止 | 拡充 |
|---|----|

↓ (説明義務・禁止違反(①に相当))

業者に損害賠償責任
（「元本欠損額＝損害額」と推定）

金融商品販売法の拡充

「金融商品販売法」の対象取引の拡大

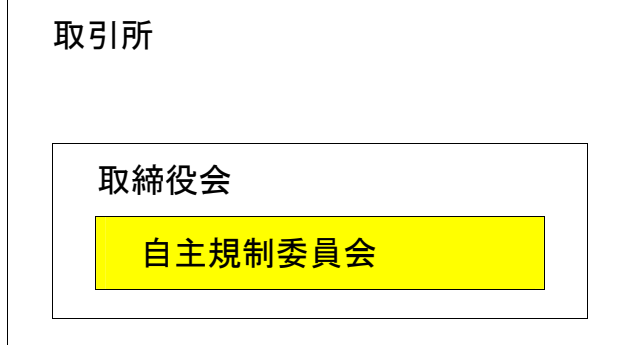
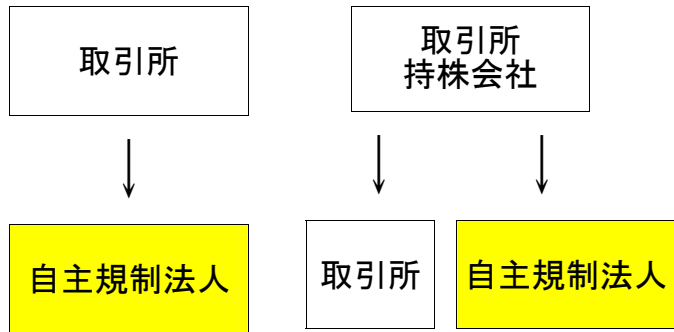
- ▽ 海外商品デリバティブ取引を追加指定

特定投資家（プロ）に対する説明義務の除外

取引所の自主規制業務の適正な運営の確保

取引所から独立した法人（**自主規制法人**）を設立する場合
⇒ 「自主規制業務」の委託可能

同一法人内に、独立性の高い**自主規制委員会**を置く場合
⇒ 「自主規制業務」の決定を担当



319

政令・内閣府令等のポイント

- 自主規制業務の範囲**
- ▽ 上場・上場廃止業務（法定）
 - ▽ 会員等の調査（法定）
 - ▽ 売買審査
 - ▽ 会員等の資格審査
 - ▽ 会員等の処分等業務
 - ▽ 開示情報の審査・上場会社等の処分等業務
 - ▽ 上記業務に係る規則の作成・改廃 など
- （注）上場・上場廃止基準や会員等の資格基準の作成・改廃は、取引所の業務。

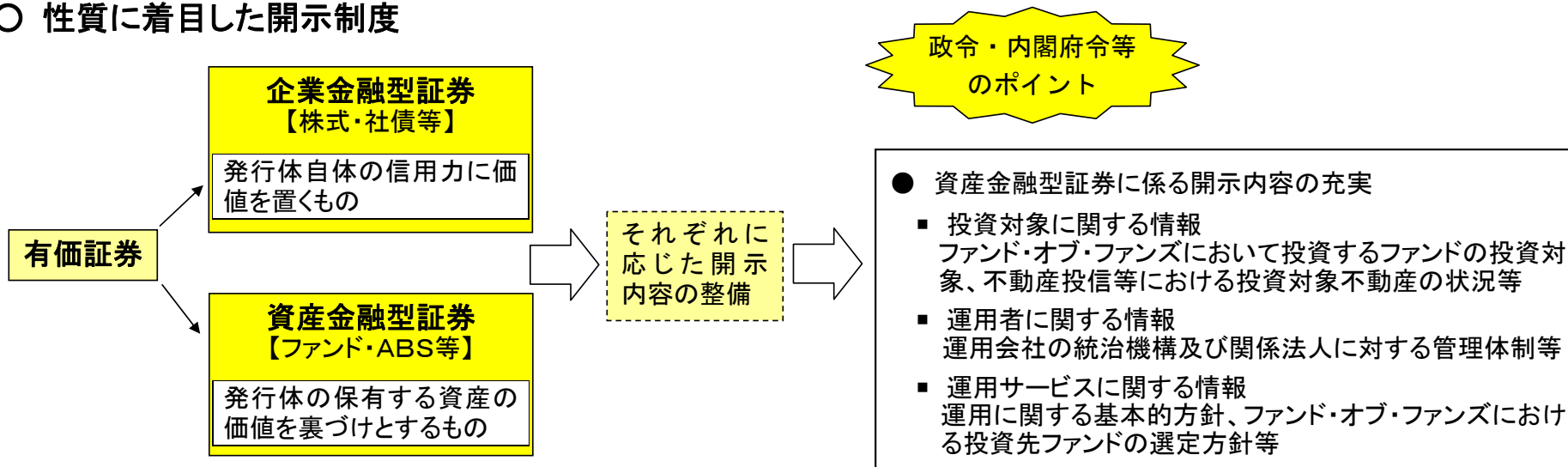
取引所の主要株主規制

▽ 当局の認可を受けて、株式会社形態の取引所の議決権の 20% 以上（50%以下）を取得できる者として、地方公共団体を指定。

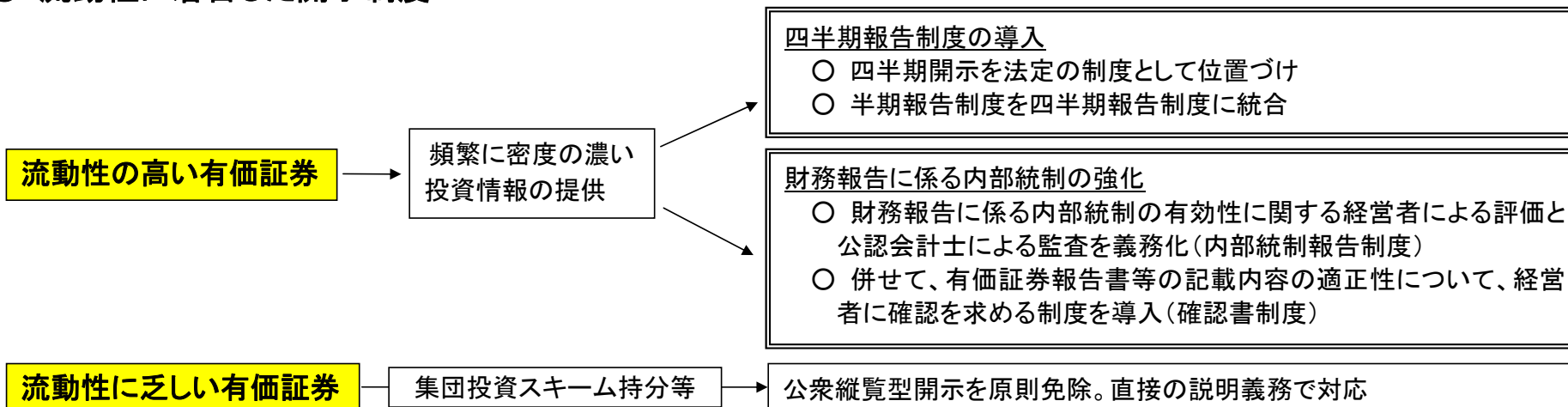
| | 証券取引法 | ⇒ | 金融商品取引法 |
|----------------|-------------------|---|-------------------|
| 50%超 | 原則 取得・保有不可 | | 原則 取得・保有不可 |
| 20%以上 50%以下 | 取得・保有 可 （認可事項） | | 取得・保有 可 （認可事項） |
| 20%未満 | 取得・保有 可 | | 取得・保有 可 |

有価証券の性質・流動性に応じた開示制度

○ 性質に着目した開示制度

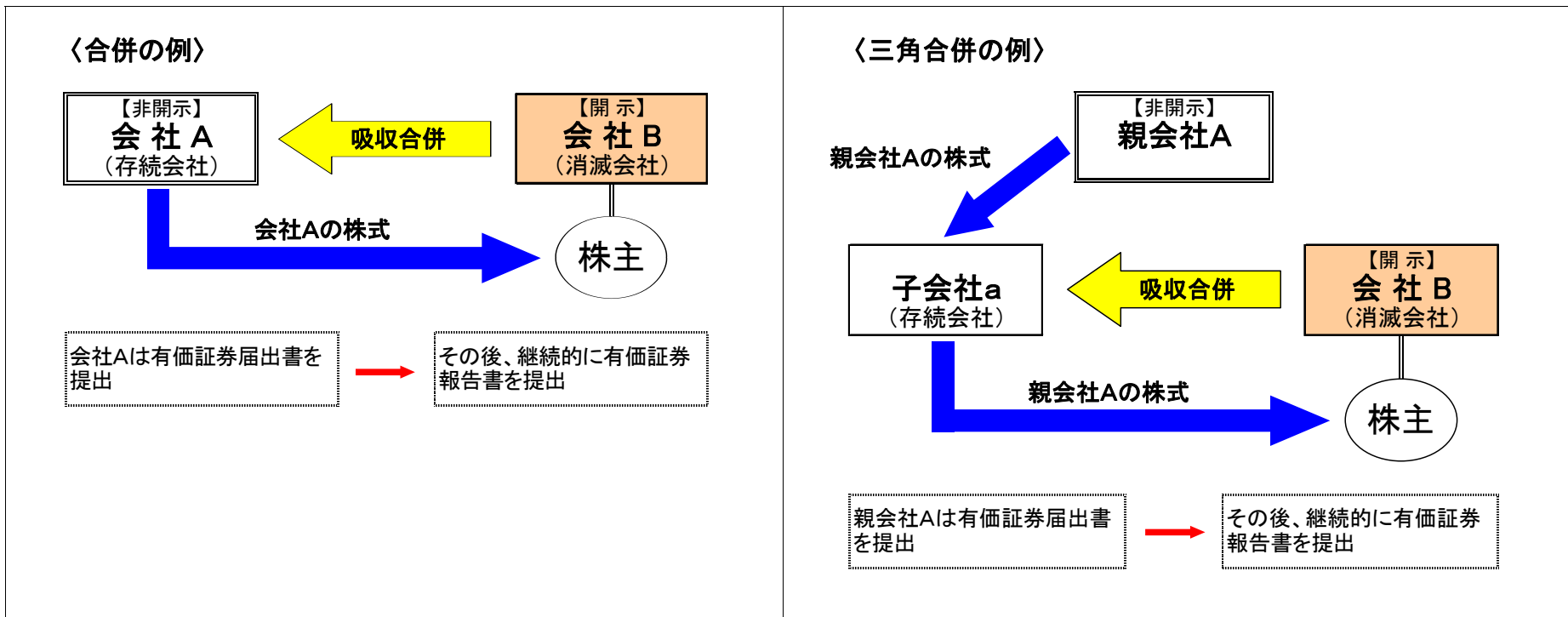


○ 流動性に着目した開示制度



組織再編に係る開示規制

- 合併等の組織再編により、消滅会社の株主に存続会社等の有価証券が交付される場合、
- ① 消滅会社が開示会社であり、
 - ② 消滅会社の株主に交付される有価証券について開示が行われていない
- ときには、当該有価証券の発行会社に開示義務



321

政令・内閣府令等のポイント

- ▽ 組織再編に係る有価証券届出書を新設。通常の有価証券届出書の記載内容に加え、次の情報を記載
- ① 組織再編契約の内容、組織再編手続に関する情報
 - ② 組織再編対象会社に関する情報(三角合併の場合は、親会社及び子会社に関する情報)
 - ③ 組織再編後の財務情報 など
- (注) 発行会社(会社A・親会社A)が開示会社の場合には、組織再編に係る臨時報告書において同様の内容を開示

適格機関投資家の範囲の拡大

「適格機関投資家」：有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者

＜現行の適格機関投資家の範囲＞

- 銀行、証券会社、保険会社、信用金庫、信用組合、農協等の金融機関
- 有価証券報告書提出会社（有価証券投資額 100 億円以上。届出制）
- 投資事業有限責任組合
- 厚生年金基金
- 外国政府、外国の金融機関 等



プロ私募

新たに発行される有価証券を「適格機関投資家」のみに勧誘する場合、開示規制を免除

政令・内閣府令等のポイント

- ▽ 会社について、有価証券報告書提出の要件を撤廃、有価証券残高基準を100億円から10億円に引下げ
- ▽ その他の法人・個人についても対象に追加（届出制）
 - 法人（有価証券残高 10 億円以上）
 - 個人（有価証券残高 10 億円以上、かつ、口座開設後 1 年経過）
 - 民法組合等の業務執行者である法人・個人（当該組合の有価証券残高 10 億円以上、かつ、他の組合員の同意）
- ▽ 運用型信託会社（届出制）等を対象に追加
- ▽ 信用組合は、届出を行ったものに限定

公開買付(TOB)制度の概要

公開買付制度とは

- 会社支配権等に影響を及ぼし得るような証券取引について、透明性・公正性を確保するための制度
 - 取引所市場外(注)で株券等の大量の買付け等をしようとする場合に、
 - ①買付者が買付期間、買付数量、買付価格等をあらかじめ開示
 - ②株主に公平に売却の機会を付与
- (注)・立会外取引も含む
・市場内外等の取引を組み合わせた急速な買付けの後、所有割合が3分の1を超えるような場合も公開買付規制の対象

公開買付けを行わなければならない場合

- 多数の者(60日間で10名超)からの買付け ⇒買付け後の所有割合が5%を超える場合
- 著しく少数の者(60日間で10名以内)からの買付け⇒買付け後の所有割合が3分の1を超える場合

投資者への情報開示

- 公開買付者
公開買付届出書における開示
 - ・買付等の目的
 - ・公開買付価格の算定根拠
 - ・公開買付価格の算定経緯
 - ・当該発行者の株券等を更に取得する予定の有無等
- 対象会社
意見表明報告書における開示
 - ・公開買付に関する意見
 - ・公開買付者に対する質問等

公開買付期間

- 期間の設定
 - ・20営業日～60営業日の間で公開買付者が選択
 - ・買付対象者は請求により30営業日までの伸長が可能
- 公開買付の撤回
対象会社の破産、合併、いわゆる買収防衛策の発動等の場合に容認
- 買付条件の変更
株主に不利な方向での条件変更は認められていない

公平な売却機会の確保

- 均一の条件
買付価格は均一の条件でなければならない
- 別途買付けの禁止
公開買付期間中、公開買付者は公開買付けによらない買付けが原則禁止
- 全部/部分買付け
 - ・応募株券等の数が買付予定数を上回る場合、按分比例による部分的な買付けの選択を容認
 - ・ただし、買付け後の所有割合が3分の2以上となる場合、全部を買い付ける義務

公開買付制度の見直しについて(平成18年改正)

公開買付制度

脱法的な態様の取引への対応

- ・市場内外等の取引を組み合わせた急速な買付けの後、所有割合が3分の1を超えるような場合に公開買付規制の対象となることを明確化

投資者への情報提供の充実

- ・公開買付届出書における開示の充実(買付等の目的、公開買付価格の算定根拠、公開買付価格の算定経緯等)
- ・買付対象者による意見表明の義務化
- ・買付対象者が買付者に対して質問を行う機会の付与

公開買付期間の伸長

- ・実日数ベースを営業日ベースに変更(20営業日~60営業日)
- ・対抗提案を提示し、株主に十分な熟慮期間を与えるために必要な場合には、30営業日まで買付対象者による公開買付期間の伸長を容認

公開買付けの撤回等の柔軟化

- ・いわゆる買収防衛策が発動された場合等に、公開買付けの撤回や買付条件の変更を容認

全部買付けの義務化の一部導入

- ・公開買付け後、上場廃止等に至るようなケースにおいて株主を保護する観点から、買付け後の所有割合が3分の2以上となる場合に応募株式の全部を買い付けることを公開買付者に義務付け

買付者間の公平性の確保

- ・ある者が公開買付けを実施している期間中、3分の1超所有している別の者がさらに買付けを進める場合、公開買付けを義務付け

大量保有報告制度の概要

株券等に係る大量保有の状況を投資者に迅速に開示するための制度

- ・上場株券等の保有割合が5%超となった者は、その日から5営業日以内に大量保有報告書を提出
- ・その後、保有割合が1%以上増減した場合には、5営業日以内に変更報告書を提出

○特例報告制度

証券会社、銀行、信託銀行、保険会社、投信会社、投資顧問会社など、日常の営業活動として大量の株券等の売買を行っている機関投資家については、事務負担等を考慮し、報告頻度等を軽減。

| 提出事由 | | 提出期限 |
|--|-------------------------|------------------------|
| 保有割合5%超の場合 （事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為（重要提案行為等）を目的としないものに限る） | 新たに5%超保有 | 2週間ごとにまとめて5営業日以内に報告 |
| | 1%以上の増減があった場合 | 2週間ごとにまとめて5営業日以内に報告 |
| | 10%を下回り、かつ1%以上の増減があった場合 | 5営業日以内に報告（特例の対象からはずれる） |
| 保有割合10%超の場合 | 新たに10%超保有 | 5営業日以内に報告（特例の対象からはずれる） |
| | 1%以上の増減があった場合 | |

大量保有報告制度の見直し（平成18年改正）

○ 特例報告制度に関し、

- ・ 報告期限・頻度の短縮等（原則3ヶ月ごと15日以内 → 2週間ごと5営業日以内）
- ・ 10%超保有の状態から保有割合が10%を下回る取引を行った場合について一般報告を義務付け
- ・ 特例報告制度が適用されない「事業支配目的」について「事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を行う目的」と明確化

○ 大量保有報告書の電子提出の義務化（EDINETを通じた迅速な公衆縦覧）

証券取引法等の一部改正に伴う証券取引法施行令等の改正等の概要

1. 公開買付制度の見直しに係る細目を規定

- (1) 脱法的な態様の取引への対応
3ヶ月以内に議決権の10%超の取得（うち市場外取引が5%超）を行い、議決権の3分の1を超える取引は公開買付規制の対象となることを明確化
- (2) 投資者への情報提供の充実
 - ① 買付対象者に、公開買付開始後10営業日以内の意見表明を義務付け
 - ② 意見表明と併せて買付対象者が質問を行った場合には、5営業日以内の回答を公開買付者に義務付け
- (3) 公開買付期間の伸長
 - ① 公開買付期間の範囲を暦日ベースから営業日ベースに変更（20～60営業日）
 - ② 30営業日未満の公開買付期間が設定されている場合に、30営業日への公開買付期間の伸長を容認
- (4) 公開買付けの撤回等の柔軟化
いわゆる買収防衛策が発動された場合や消却されない場合等に公開買付けの撤回、買付条件の変更を容認
- (5) 全部買付けの義務化の一部導入
買付け後の所有割合が3分の2以上となる場合に応募株券の全部を買い付けることを義務付け
- (6) 買付者間の公平性の確保
ある者が公開買付けを実施している期間中、対象会社の株式を3分の1超所有している他の株主が5%を超える買付け等を行う場合には、その者にも公開買付けを義務付け

2. 大量保有報告制度の見直しに係る細目を規定

- (1) 特例報告の基準日
機関投資家の特例報告（3ヶ月ごと15日以内→2週間ごと5営業日以内）について、報告の基準日を設定
 - i 第2月曜日と第4月曜日（+第5月曜日）
 - ii 各月の15日と月末日
- (2) 重要提案行為等
特例報告制度が適用されない株券等の保有目的（重要提案行為等を行う目的）として、
 - ・ 合併などの会社組織に関する重要な変更、
 - ・ 代表取締役の解任などの役員構成に関する重要な変更、
 - ・ 資本政策に関する重要な変更
 等を提案することを目的とする場合を規定
- (3) 不動産投資信託証券（REIT）を大量保有報告の対象に追加

3. 株式交換等に係る開示の充実

- (1) 重要性基準の引下げ
臨時報告書を提出しなければならない株式交換等の規模の基準を引下げ（売上高が10%以上増加 → 3%以上増加）
- (2) 開示項目の充実
株式交換等比率の算定根拠等の項目を追加

4. 会社法に対応した開示事項の整備

会社法の柔軟化に対応して、株式の種類、役員状況等に関する情報の充実など、有価証券報告書等における開示事項を整備

施行日

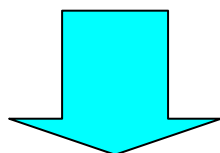
平成18年12月13日施行

（大量保有報告制度の特例報告の提出期限等に係る見直しは平成19年1月1日施行）
（この他、大量保有報告書等の電子提出の義務化については平成19年4月1日施行）

金融審議会公認会計士制度部会の審議経過について (監査法人制度等のあり方についての総合的な検討)

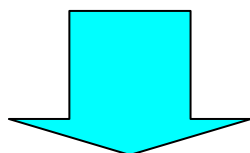
◎ 監査法人等を巡る状況等についての討議

- | | |
|-------------|-------------------|
| 第1回 (4月26日) | 監査法人制度等をめぐる状況等 |
| 第2回 (5月29日) | 国際的な動向等 |
| 第3回 (6月23日) | 関係者からのヒアリング |
| 第4回 (7月10日) | 公認会計士・監査審査会からの報告等 |



◎ 監査法人等を巡る主な論点についての討議

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| 第5回 (9月12日) | 監査法人等における品質管理・ガバナンス・ ディスクロージャーのあり方 |
| 第6回 (10月2日) | 監査人の独立性と地位の強化のあり方 |
| 第7回 (10月25日) | 監査法人等に対する監督・責任のあり方① |
| 第8回 (11月8日) | 監査法人等に対する監督・責任のあり方② |
| 第9回 (12月8日) | これまでの議論の整理 |



◎ 報告とりまとめに向けた討議

- | | |
|---------------|----------|
| 第10回 (12月18日) | 報告書案審議 |
| 第11回 (12月22日) | 報告書とりまとめ |

—公認会計士・監査法人制度の充実・強化について—

金融審議会公認会計士制度部会報告

平成18年12月22日

金融審議会公認会計士制度部会委員等名簿

(平成18年12月22日現在)

| | | |
|--------|--------|---------------------------|
| 部会長 | 関 哲夫 | 新日本製鐵(株)常任監査役 |
| 委員 | 岩原 紳作 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| | 斎藤 静樹 | 明治学院大学経済学部教授 |
| | 原 早苗 | 埼玉大学経済学部非常勤講師 |
| | 根本 直子 | スタンダード&プアーズ マネージング・ディレクター |
| | 安藤 英義 | 一橋大学大学院商学研究科教授 |
| 臨時委員 | 伊藤 進一郎 | 住友電気工業(株)顧問 |
| | 上柳 敏郎 | 東京駿河台法律事務所弁護士 |
| | 大崎 貞和 | (株)野村資本市場研究所研究主幹 |
| | 八田 進二 | 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授 |
| | 増田 雅己 | (株)読売新聞社論説委員 |
| | 的井 保夫 | 日本電気(株)取締役専務執行役員 |
| | 八木 良樹 | (株)日立製作所取締役会議長 |
| | 弥永 真生 | 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 |
| | 山浦 久司 | 明治大学大学院会計専門職研究科長 |
| | 専門委員 | 小島 茂夫 |
| 久保田 政一 | | (社)日本経済団体連合会常務理事 |
| 澤田 眞史 | | 日本公認会計士協会副会長 |
| 飛山 康雄 | | (株)東京証券取引所代表取締役専務 |
| 藤沼 亜起 | | 日本公認会計士協会会長 |
| 増田 宏一 | | 日本公認会計士協会副会長 |
| 渡辺 達郎 | | 日本証券業協会副会長 |
| 幹事 | 相澤 哲 | 法務省大臣官房参事官 |

(敬称略・五十音順)

～公認会計士・監査法人制度の充実・強化について～

1. はじめに

我が国の証券市場が、「貯蓄から投資へ」の流れの中、その機能を十全に発揮していくためには、企業財務情報についての情報開示が適正になされることが不可欠となる。その際、公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保していく上で、極めて重要な役割を担うものである。

近時、企業活動の多様化・複雑化・国際化が進展する中、監査業務も複雑化・高度化している。その一方で、公認会計士監査をめぐる非違事例等、監査の信頼性を揺るがしかねない事態が生じており、これらは、組織的監査の重要性を改めて浮き彫りにしている。

現行の監査法人制度は、5人以上の公認会計士が組織して監査証明業務を行うものとして昭和41年（1966年）に創設されたものである。しかしながら、現状に目を向けると、個人事務所・中小監査法人については引き続き組織化の進展が課題となっている一方で、大規模監査法人については社員数が数百人を超え、20以上の主たる事務所を全国に開設するなど、制度と現状の間に大きな乖離が生じている。

以上の問題意識に立って、当部会においては、平成18年4月から11回にわたる会合を開催し、公認会計士・監査法人制度のあり方等について総合的な検討を行ってきた。本報告はその検討結果をとりまとめたものであり、当局においては、今後、本報告書に示された考え方を踏まえ、公認会計士・監査法人制度の早急な整備を進めることが期待される。

なお、公認会計士・監査法人制度の見直しに当たっては、以下の点について留意しておくことが重要であることを付言しておきたい。

まず、企業財務情報及び会計監査の適正を確保していく上では、監査法人の側における取組みに加えて、開示企業の側におけるガバナンスの充実・強化等も大きな課題であり、このための真剣な取組みが期待される。

また、今後、公認会計士・監査法人には、企業経営のあり方やリスク等

を見る眼がますます求められるところである。このためには、監査業務以外の領域をも含めた幅広い知識・経験等が求められるところであり、従来の規制がこうした要請への対応を過度に制約することとならないよう配慮していく必要がある。

さらに、会計監査の充実・強化を図っていく上では、それを担う有為な人材の確保・育成が極めて重要な課題となる。このためにも、監査業務に対する国民の信頼を確保していくことが喫緊の課題であり、関係者の前向きな取組みが期待される。

2 監査法人等における品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーのあり方

監査法人の品質管理については、企業会計審議会において、昨年10月に監査に関する品質管理基準が策定され、一定の対応がとられたところであるが、監査の質の確保に向けて、更なる制度的枠組みの整備が求められる。

(1) 適切な品質管理体制の構築・運用

監査の質を確保していくためには、監査法人において適切な品質管理体制が構築されるとともに、それが個々の監査において適切に運用されていくことが重要である。

また、監査法人におけるガバナンス・品質管理体制の構築・運用においては、監査法人の規模等に留意しつつ、

- i) 監査証明業務を執行する者、
- ii) 監査の審査等、品質管理を担当する者、
- iii) 品質管理体制の構築・運用等を含め、業務運営に関する意思決定を行う者、

のそれぞれがその機能を適切に果たしていくことが重要である。

現行の公認会計士法上、監査法人は、業務を公正かつ的確に遂行するために業務管理体制を整備しなければならないこととされているが、これは、単に体制を形式的に構築するにとどまらず、それを日常、適切に運用していくことが求められるものと考えられ、この点について更なる規定の明確化を図っていくことが適当である。

また、業務管理体制の整備に当たって、上記 i) ~ iii) の者の役割分担が明確なものとされていくよう、所要の規定の整備を図っていくことが適当である。

(2) 監査法人の社員資格の拡大

現行法上、監査法人の社員は公認会計士でなければならないとされている。この点については、今後、監査法人において適切な業務運営を確保し、実効性のある組織的監査を実施していくためには、監査法人において経営・財務、内部統制、ITなどを含めて広範な知識と経験が求められていくものと考えられ、公認会計士でない者にも監査法人の社員資格を認めていくことが適当である。

その際、監査法人制度が、本来、公認会計士監査を組織的かつ適正に行うために設けられたものであることにかんがみ、社員に占める公認会計士の割合や理事会等の業務運営に関する意思決定機関の参加者に占める公認会計士の割合等については、一定の下限を設けることが必要であると考えられる。

また、監査法人に対する外部者による支配を防止する等の観点から、社員の範囲は当面、業務に従事する社員たる自然人に限ることが適当であると考えられる。

さらに、公認会計士でない者に社員資格を拡大する場合には、公認会計士でない社員の義務・責任等について明確にしておくことが必要である。また、無資格者による脱法的な業務執行などが生じないように、非公認会計士が行うことのできない監査業務の範囲の明確化や、非公認会計士による脱法的な行為等を適切に防止するための監査法人のガバナンス・品質管理体制の徹底等を図っておくことが求められる。

(3) 監査法人等による開示の義務付け

監査法人における適切な品質管理体制を確保していくに当たっては、監査法人自身の透明性を高めることにより市場規律を働かせ、その中で各監査法人の自立的な取組みを促していくことが有効であると考えられる。

現行の公認会計士法においては、監査法人による当局への報告義務は存在するが、一般への開示義務は存在しない。この点、本年6月に施行されたEU第8次指令においては、各国の会社法等で求められている計算書類

の公告等に加えて、監査事務所のガバナンス構造、品質管理体制、売上高の内訳（監査報酬・非監査報酬の内訳等を含む）などについての情報開示義務が導入されている。これらの開示項目を参考として、監査法人に対して適切な情報開示を義務付けていくことが適当である。

なお、仮に有限責任形態の監査法人制度が導入される場合には、財産的基盤の透明性を確保しておく観点から、有限責任形態の監査法人においては、貸借対照表、損益計算書等の財務書類についてのより詳細な開示を義務付けていくことが適当である。

また、個人事務所については、ガバナンス構造等について監査法人と同水準の情報開示を求めることには困難な面があるが、監査の質の管理等の観点から、少なくとも品質管理に係る基本的な情報については開示を義務付けることが必要であると考えられる。

3 監査人の独立性と地位の強化のあり方

公認会計士・監査法人による監査の適正性を確保していくためには、監査人が独立した立場に立ち、経営者等との関係において強固な地位を保持しながら監査を行っていくことが重要であり、そのための枠組みを整備していくことが求められる。

(1) 独立性の確保に向けたルールの整備等

監査人の独立性を確保する観点から、監査人は独立した立場においてその業務を行わなければならないとの一般的・総則的規定を設けるとともに、それを補強するための手段として、以下の方策を講じていくことが適当である。

—監査証明業務に関与した公認会計士が、退職後担当していた会社等の取締役、監査役等の幹部に就任した場合に、その就任先に対し出身監査法人が監査証明業務を提供すること、及び監査証明業務に関与した公認会計士が退職後に被監査会社の幹部へ就任することについては、現行制度上、制限が存在するところであるが、証券取引法上の監査が連結ベースで行われること等を考慮すると、制限先を被監査会社の親会社や連結子会社等の幹部にまで拡げていくことが適当である。

—日本公認会計士協会の倫理規則において、監査人は、特定の関係先又は関与先グループから継続的に受け取る報酬が収入の大部分(50%超)を占めること等により、独立性の保持に疑いをもたれるような関係や外観を呈しないよう留意しなければならないこととされているが、本ルールの徹底を図っていくことが適当である。

なお、監査報告書において公認会計士・監査法人と被監査会社等との利害関係に関する記述が求められる範囲について、公認会計士・監査法人の独立性を確保するという制度の趣旨を踏まえつつ、国際的な制度との整合性を図っていくことが適当であるとの指摘があった。

(2) いわゆるローテーション・ルールの整備

いわゆるローテーション・ルールのあり方を考えていくに当たっては、イ) 被監査会社との「癒着」の可能性を低める、ロ) 交代を機会に監査に新しい視点が導入されることが期待される、といった利点と、ハ) 監査人の知識・経験の蓄積が中断される、ニ) 監査人、被監査会社に交代に伴うコストが生じる、といった問題点との適切なバランスを考慮していく必要がある。

現在、ローテーション期間については、継続監査期間7年、監査禁止期間2年とされているところであるが、大規模監査法人において上場会社の監査を担当する主任会計士に関しては、日本公認会計士協会のルールにより継続監査期間5年、インターバル期間5年とされているところであり、法令においても同様の規定を整備することが適当である。

また、新規公開企業については、公開準備等の過程において監査人が一定期間、監査に関連する業務を提供することが一般的であることを考えると、公開後の最初の継続監査期間について、一定の短縮を図ることが適当である。

なお、監査法人の交代制の義務付けについては、監査人の独立性確保を徹底するとの観点から意義があるとの指摘がある一方で、i) 監査人の知識・経験の蓄積の中断、ii) 監査人、被監査会社に生じる交代に伴うコスト、iii) 被監査会社の活動の国際化や監査業務における国際的な業務提携の進展等の中での国際的な整合性の確保、iv) 大規模監査法人の数が限定されている中での交代の実務上の困難さ、等の観点からその問題点が指摘

されるところであり、少なくとも現状においてこれを導入することについては、慎重な対応が求められる。

また、現行法上、いわゆるローテーション・ルールは、被監査会社が「大会社等」に該当するか否かによって適用の有無が判断されている。仮にローテーション・ルールが強化される場合には、この「大会社等」について、その範囲が見直されるべきであるとの指摘があった。

(3) 監査人の選任・監査報酬の決定等に関する適切な枠組みの整備

監査人は、被監査会社と監査契約を締結し、被監査会社から報酬を得て監査を行うこととなるが、その過程において監査人の独立性や地位が損なわれることのないよう、監査人の選任・監査報酬の決定等について適切な枠組みを整備していくことが求められる。

① 監査人の選任・監査報酬の決定

監査人が監査の対象である被監査会社の経営者との間で監査契約を締結し、監査報酬が被監査会社の経営者から監査人に対して支払われる、という仕組みには、「インセンティブのねじれ」が存在しており、これをどのように克服していくかが重要な課題となる。

この点について、諸外国においては、監査人の選任、報酬決定について、経営者を監視する立場に立つ監査委員会に責任を持たせることにより、「インセンティブのねじれ」を克服しようとするのが趨勢となっている。

こうした中、我が国においては、本年5月に施行された会社法において会計監査人の選任に関する議案の提出について監査役等の同意権が付与されているとともに、会計監査人選任議案の提出について監査役等の請求権が規定されている。また、会計監査人の報酬の決定についても、会社法上、監査役等の同意権が規定されているところである。

この点、さらに監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与すべきではないかとの議論がある。これについては、取締役や監査役など会社の内部機関の間における業務執行権等の分配のあり方に関わる問題であり、会社法制上の十分な検討が必要となる、等の指摘がある。しかしながら、監査人の独立性を強化し、会計監査に対する信頼を確保していく上では、このような方策を講じることにより「インセンティブのね

じれ」を目に見える形で克服していくことが重要であると考えられる。

会計監査人の選任議案及び報酬の決定に係る監査役等の同意権の付与を定めた会社法につき、関係当局において早急かつ真剣な検討がさらに進められることを期待したい。

また、監査報酬・監査時間については、被監査会社に係る監査上のリスクを踏まえて適切な監査計画が策定され、当該計画に沿って適切な水準が確保されていくことが重要と考えられる。

この点に関しては、監査時間の見積りに関する日本公認会計士協会の研究報告等について更なる内容の充実を図りつつ、その成果を実際の監査計画の策定等に当たって適切に活用していくことが期待される。

なお、上場会社に係る監査報酬について、証券取引所が被監査会社や株主からいったん徴求し、証券取引所が直接、各監査人に対して報酬を支払う、との仕組みを設けるべきではないかとの指摘があるが、これは、被監査会社の規模等により外形的に報酬額を決めるものとなりかねず、かえって監査上のリスク等が監査報酬に反映されにくい枠組みとなるのではないかと懸念があり、慎重な対応が必要と考えられる。

②監査報酬の開示

財務書類の信頼性を高め、監査の質を確保するとの観点からは、どのような対価の下での監査を経て作成された財務書類であるかについて、企業が一層の説明責任を果たすことが求められる。

有価証券報告書等における被監査会社による監査報酬の開示については、現行制度上、必ずしも明確に義務付けられていない、開示のベースが連結・単体など企業ごとに区々であり、比較可能性が乏しい等の問題点が指摘される場所である。監査報酬の開示を明確に義務付け、開示のベースを統一していくとともに、企業における監査報酬の決定方針についても適切な開示を求めていくことが適当である。

また、監査法人においても、その開示において、監査法人内部における社員等に対する報酬決定の根拠などを含め、監査報酬についての適切な情報の開示が求められていくべきである。

さらに、日本公認会計士協会においては、現在、例えば業態ごとの監査報酬の概況等について調査・公表を行っているところであるが、これにつ

いて更なる周知を図っていく等の取組みが期待される。

③監査人交代時の対応

監査人の交代については、監査人の独立性や地位が脅かされる形での交代を防止する等の観点から、交代が生じた際の情報開示について、その充実・強化を図っていくことが適当である。

このため、現在、取引所の規則において上場会社に求められている監査人の交代に係る適時開示について、交代があった旨に加えて、交代の理由についても十分な開示を求めていくことが検討されるべきである。また、証券取引法上の臨時報告書やその後の有価証券報告書等においても、上場会社以外の開示会社も含めて、適切な開示が求められるべきである。

また、監査人の交代があった場合、監査人からも適時に開示がなされることが重要であり、監査人の交代の際に会社と監査人との間に意見の不一致があった場合等には、例えば、会社の臨時報告書や証券取引所における開示等を通じて監査人から適切な開示が行われていくよう制度の整備が図られるべきである。

④不正・違法行為発見時の対応等

監査人の独立性や監査の実効性等を強化する観点から、監査人が財務書類に重要な影響を及ぼす不正・違法行為を発見した場合であって、監査役等に報告するなど、被監査会社の自主的な是正措置を促す手続を踏んだ上でもなお改善が図られないと考えられるときは、当局への報告を義務付けていくことが適当である。また、監査人が、不正・違法行為に関する情報を入手した場合に、被監査会社との間で機動的に情報交換等が行われていくよう、国際的な監査実務の動向等を踏まえて検討が行われるべきであるとの指摘があった。

さらに、発行会社の取締役等が、財務書類に係る監査に重要な影響を及ぼすこと等を目的として、監査人に対して強圧、操作等の行為を行うことを禁止することについても検討が進められるべきである。

4 監査法人等に対する監督・責任のあり方

(1) 監査法人等の責任のあり方

会社が作成した虚偽のある財務書類について、公認会計士が虚偽の証明を行った場合など、非違事例があった場合には、当該公認会計士に刑事・行政・民事上の責任が及ぶほか、当該公認会計士を社員とする監査法人にも種々の責任が及ぶこととなる。企業財務情報の信頼性を確保し、金融資本市場の規律を維持する上で、監査法人のガバナンスの適正化は不可欠であることを強く認識する必要がある。

このような観点に立てば、監査法人の責任のあり方を考えるに当たっては、刑事・行政・民事それぞれの責任の間の適切なバランスに留意しつつ、非違の抑止等の観点から、全体としての適切な水準を確保していくことが極めて重要である。

①刑事責任のあり方

組織的監査における監査法人の役割の重要性にかんがみると、虚偽証明を行った公認会計士を社員とする監査法人についても刑事罰（両罰規定）を及ぼすべきではないか、との論点がある。

この点、刑事罰を監査法人に科すことについては、当該監査法人の信用失墜、所属公認会計士の離散等のリスクが大きすぎるのではないかと、監査の要諦は、個々の公認会計士が個人として責任をもって臨むことにあるのであり、会社—社員の関係になぞらえて両罰規定を置くことは過剰ではないか、との指摘がある。

一方、監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にあることにかんがみれば、監査法人に対して刑事罰を科すことは、非違の抑止等の観点からも必要であり、士業における自主規律の向上にも資する、との指摘がある。

一般に、監査法人による適正な監査を確保していくためには、様々な行政的な手法を通じて機動力をもって個々の非違事例等に的確に対応し、監査法人の品質管理体制等の是正や教育的な改善を図っていくことが重要となる。非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、以下に述べる課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる。

なお、この点については、法的な観点からも、

- i) 我が国の刑事法制の体系の下では、法人に対する刑事罰は行為者の選任監督に当たっての（法人の）過失責任を問う両罰規定に基づいて行われており、諸外国のように法人の犯罪能力そのものが認められているわけではない。監査法人そのものに直接罰則を課すことはできず、選任監督上の過失を問う両罰規定という法形式によらなければならないとされている、
- ii) 公認会計士（監査法人の社員を含む）による虚偽証明という行為は、現在、証券取引法上の虚偽記載罪の共犯として責任追及される場合がある。この虚偽記載罪については、両罰規定が設けられているものの、同罪が有価証券報告書等の提出者のみを名宛人としているため、名宛人ではない公認会計士の行為に基づき監査法人に適用することはできない。また、虚偽記載罪の名宛人ではない公認会計士の共犯行為に基づき監査法人を罰する規定を虚偽記載罪について設けることもできない。したがって、仮に監査法人に対して両罰規定を設けようとするれば、公認会計士個人について、例えば虚偽証明罪などを新設することが必要となるが、監査法人に対する両罰規定を導入することのみを目的としてこれを行うことが妥当か、この点はむしろ、監査人の非違を共犯の問題として捉えるのではなく独立の罪の問題として捉えていくべきではないかといった広範な検討が必要となる、

等の課題があり、これらについて引き続き十分な検討を行っていく必要がある。

②行政上の責任のあり方

現在、監査法人に対する行政処分の類型は戒告、業務停止命令、解散命令に限定されているが、個別の非違事例に応じて適切に行政上の責任を問うていくことを可能とするため、以下のような方策を講じることにより、処分類型の多様化を図っていくことが適当である。

- 監査法人の社員が虚偽証明を行った場合等に、行政が、その監査法人の適切な運営を確保するために講ずべき事項等を示し、改善計画の提出を求めるなどの行政処分の類型（いわゆる業務改善命令）を導入する。

- 現行制度上、監査法人の中で個人として行政処分の対象となり得るのは、監査業務を執行した社員に限定されているが、個別の監査の審査等品質管理に責任を有する者や品質管理体制の整備その他の業務運営に責任を有する者に問題があると考えられる場合に、これらの者の職を解くことを命令する行政処分の類型（いわゆる役員等解任命令）を導入する。
- 非違を行った公認会計士に必要な知識・経験等が欠けていると判断されるような場合には、例えば業務改善指示等の一環として専門職業教育・訓練を要求していく等、事案に応じた適切な対応を図る。
- 監査の質の維持・向上、非違の防止等を図っていく観点から、個人の公認会計士についても、監査法人と同様に、その業務の遂行の方法が著しく不当な場合には、行政が必要な指示や処分を行うことを可能とする。

また、行政上の責任を問う手段を多様化する観点からは、非違を行った監査法人に対して、行政が経済的な手段による対応を行うことを可能とすることが極めて重要となる。業務停止処分は行政上の責任を問う上で一つの重要な手段ではあるが、監査という本来継続的な業務について停止を迫ることで、善意の被監査会社にも影響が及ぶとの問題点が存在し、状況によっては、国際的な監査ネットワークへの影響も懸念される。

監査法人の非違行為に対しては引き続き厳正に対処していくことが必要であり、早急に法制面の検討を進め、非違を行った監査法人に対する課徴金等の納付制度の導入に向けて前向きな取組みが強く求められる。

なお、個人の公認会計士（監査法人の社員を含む）が虚偽証明を行った場合、当該個人の故意・過失の別に応じて、当該個人に対する行政処分の種類の範囲が異なっているが、過失に基づく虚偽証明の中には、故意の場合と同様に悪質な事案も想定されることから、現在の種類の範囲を見直すべきではないか、との指摘がある。一方で、現実の量定等をみると、過失に基づく虚偽証明についての量定が法定の量定の上限に接しているとの状況等には必ずしもなく、見直しの必要性等につき更なる吟味を行った上で、対応が検討されるべきである。

③民事責任のあり方

現行制度における監査法人の社員の民事責任の形態については、合名会社制度をベースに無限連帯責任とされており、監査法人の財産だけでは完全に弁済できない損害賠償債務がある場合は、非違行為に関係を有しない社員を含む全ての社員が連帯して弁済する責任を負うこととされている。

この点については、現在、諸外国において有限責任形態の監査事務所が一般化し、また、我が国においても例えば社員が数百人を超える大規模な監査法人が出現している現状等にかんがみると、現行の無限連帯責任形態の監査法人制度に加えて、有限責任形態の監査法人制度を導入し、非違行為に関係を有しない社員については有限責任化の途をひらいていくことが適当である。

ただし、監査法人の社員に民事責任の有限責任化の途をひらく場合、そのような監査法人については、品質管理、ガバナンス、ディスクロージャー、財務基盤の充実等に関して十分な対応が行われることを前提としていくべきであり、以下の方策が講じられるべきである。

- 有限責任形態の監査法人には、以下に述べる最低資本金制度等の遵守を担保するため、例えば登録などを義務付けていくことが必要である。
- 監査法人が有限責任形態を選択する前提として、i) 監査証明業務を執行する者、ii) 監査の審査等、品質管理を担当する者、iii) 品質管理体制の構築・運用等を含め、業務運営に関する意思決定を行う者の役割分担に留意した適切な品質管理・ガバナンス体制の構築・運用を求めていくべきである。
- 有限責任形態の監査法人については、ガバナンス構造等に係る開示に加えて、貸借対照表、損益計算書等の財務書類について、十分な開示を義務付けるべきである。また、その際には財務書類について監査証明を受けることも検討されるべきである。
- 有限責任形態の監査法人については、第三者がその責任形態を誤認することを防止するための所要の措置を講じるべきである。
- 有限責任形態の監査法人については、被害者救済等の観点から財務基盤の充実が必要であり、i) 最低資本金規制を設けるとともに、ii) 剰余金の配当を行う際にその一定割合の額の準備金等の計上を義務

付けることが検討されるべきである。

—さらに、そのような監査法人に対して保証金の供託や損害賠償責任保険への加入を義務付けることについても検討すべきである。

なお、有限責任形態の監査法人制度が導入される場合には、適切な経済的な抑止の手段を導入し、実効性ある非違の抑止を図っていくことが一層求められることに留意すべきである。

また、監査法人が負う損害賠償責任の範囲に関しては、これを限定する目的で、被監査会社からの損害賠償請求額の上限設定（いわゆるキャップ制）や第三者に対する損害賠償についての過失割合に応じた被監査会社との按分（いわゆる比例責任制）の導入についての議論がある。

この点については、

- i) 一般私法上の責任を当事者の意思にかかわらず縮減することとなる、
 - ii) 複数の加害者による第三者に対する損害賠償責任は、一般私法上、連帯責任と考えられていることと相容れない、
 - iii) 被害者救済への影響が生じる、
- 等の問題があり、将来的な検討課題として位置づけていくことが適当である。

（２）監査法人等に対する監督のあり方

①公認会計士・監査審査会によるモニタリングのあり方

公認会計士・監査審査会によるモニタリングについては、現行、公認会計士・監査審査会が日本公認会計士協会からの品質管理レビューの結果報告を受理し、公認会計士・監査審査会は、当該結果報告に関して、公認会計士、監査法人等に対する報告徴求、立入検査を行うことができるとされている。

専門職業士団体の自主規律を活用していくことは、有効かつ効率的な監督を行っていく上でも重要であり、公認会計士・監査審査会によるモニタリングは、日本公認会計士協会による品質管理レビューを前提として行っていくことが現実的であると考えられるが、監査の質の管理のために必要があると認められるときには、品質管理レビューを待たずに公認会計士、監査法人等に対して機動的に報告徴求、立入検査を行うことができるよう、

規定上明確に手当てしておくことが適当である。

また、日本公認会計士協会の品質管理レビューについては、一層の透明性の確保を図るとともに、個別の監査に係る問題事例には、綱紀審査会等と連携して適切な対応を図るなど、実効性を高める取組みが求められる。

②外国監査事務所に対する検査・監督のあり方

証券市場の健全性を確保していくためには、我が国において提出される有価証券報告書等に関し、外国監査事務所が行う監査業務についても、その品質管理が適切になされていることが必要となる。このため、一定の外国監査事務所に対しては、例えば当局への届出または登録を義務付け、検査・監督の対象としていくことが適当である。

5 その他

①社員の競業禁止規定のあり方

監査法人における社員の競業禁止の規制については、この存在が個人の公認会計士による監査法人の組織化を敬遠させているのではないかとの指摘がある。例えば監査法人の全社員の同意がある場合に、当該監査法人の社員が非監査証明業務を提供することについては、これを容認していくことが適当である。ただし、監査法人が監査証明業務を提供している先に対して、当該監査法人の社員が非監査証明業務を同時に提供することがないよう、所要の手当てを併せて行うことが必要である。

②継続的専門研修制度のあり方

専門職業士たる公認会計士には、その専門的知識等を絶えず新たなものとしていくべく、資格取得後も、継続的に研鑽を積んでいくことが強く求められる。このため、日本公認会計士協会がその規則において定めている継続的専門研修制度については、履修の更なる徹底を行う等、その充実が図られるべきである。

公認会計士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院財務金融委員会
平成十九年六月八日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 公認会計士監査をめぐる非違事例等、監査の信頼性を揺るがしかねない事態が発生したことにかんがみ、非違事例等の再発を防止し、監査の品質と信頼を確保するため、監査に関する制度について不断の見直しに努めると。

一 財務情報の適正性の確保のためには、企業のガバナンスが前提であり、監査役又は監査委員会の機能の適切な発揮を図るとともに、監査人の選任決議案の決定権や監査報酬の決定権限を監査役に付与する措置についても、引き続き真剣な検討を行い、早急に結論を得るよう努めること。

一 公認会計士監査制度の充実・強化のためには、専門職業士団体が継続的に自主規制の充実促進を図ることが重要であり、行政はこうした専門職業士団体の果たす役割を尊重するよう努めること。

一 業務管理体制の改善命令、課徴金納付命令等の行政処分が多様化に伴い、これらの発動に当たっては、その効果を十分に検討した上、適切な運用に努めること。

一 会計監査を担う有為な人材を確保、育成するため、社会人等を含めた多様な人材確保を目的とする現行試験制度の趣旨を踏まえ、公認会計士試験実施の更なる改善に努めること。

一 公認会計士監査制度をより一層強固なものとするため、行政としても、今回の法改正の趣旨に則り、監査法人に対し、過度な負担を課すことのないよう適切な対応に努めること。

公認会計士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
平成十九年六月十五日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 公認会計士監査をめぐる非違事例等、監査の信頼性を揺るがしかねない事態が発生したことにかんがみ、非違事例等の再発を防止し、監査の品質と信頼を確保するため、監査に関する制度について不断の見直しに努めること。
- 一 財務情報の適正性の確保のためには、企業内におけるガバナンスの充実・強化が不可欠であることにかんがみ、監査役等の専門性及び独立性を踏まえ、その機能の適切な発揮を図るとともに、監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与する措置についても、引き続き検討を行い、早急に結論を得るよう努めること。
- 一 公認会計士監査制度の充実・強化のため、専門職業士団体が継続的に自主規制の充実促進を図ることが重要であることを踏まえ、専門職業士団体の自主規律を活用しつつ、有効かつ効率的な監督を行うこと。
- 一 今般の改正により、業務管理体制の改善命令、課徴金納付命令等の行政処分が多様化が図られることに伴い、特に課徴金の納付命令に関しては、その効果を十分に検討しつつ、適切な運用に努めること。
- 一 会計監査を担う有為な人材の育成、確保の重要性にかんがみ、社会人等を含めた多様な人材の確保が進むよう、公認会計士試験の実施の在り方等、更なる改善に努めるとともに、公認会計士の質の充実と規模の拡大に努めること。また、国際的な会計基準の収斂が着実に進行している中、主要先進国間における公認会計士業務の相互協力を促進すること等も含めて検討すること。
- 一 証券市場の重要な基盤の一つである公認会計士制度を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、広がりを見せる監査業務に対する社会的ニーズに添えていくためには、中小監査法人の果たす役割が極めて重要であることにかんがみ、その組織化、人材の育成強化の必要性を踏まえた適切な対応に努めること。

右決議する。

公認会計士法等の一部を改正する法律案の概要

<背景>

企業活動の多様化、複雑化、国際化
 監査業務の複雑化、高度化
 公認会計士監査をめぐる不適正な事例等

組織的監査の重要性の高まり

I. 監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化

1. 業務管理体制の整備

- ・ 監査法人において、
 - － 業務の執行の適正確保
 - － 業務の品質管理の方針の策定及びその実施
- のための業務管理体制を整備

2. 監査法人の社員資格の非公認会計士への拡大

- ・ 監査法人の社員資格の非公認会計士（「特定社員」）への拡大
- ・ 特定社員の日本公認会計士協会への登録
- ・ 社員及び業務運営に関する意思決定機関の参加者に占める特定社員の割合について、一定の上限を設定

3. 監査法人による情報開示の義務づけ

- ・ 業務及び財産の状況に関する説明書類の公衆縦覧

II. 監査人の独立性と地位の強化

1. 監査人の独立性に関する規定の整備

- ・ 公認会計士や監査法人は「独立した立場において業務を行わなければならない」旨職責規定において明確化

2. 就職制限の範囲を被監査会社の親会社や連結子会社等へ拡大

- ・ 監査証明業務に関与した監査法人の社員が、退職後、被監査会社のみならずその親会社又は連結子会社等の役員等に就任することを禁止

3. いわゆるローテーション・ルールの整備

- ・ 大規模監査法人において上場会社の監査を担当する主任会計士のローテーション・ルール（継続監査期間5年、インターバル期間5年）を法定化
 （現行法では、継続監査期間7年、インターバル期間2年の一般ルール）
- ・ 新規公開企業に係る公開後の最初の継続監査期間を短縮

4. 不正・違法行為発見時の対応

- ・ 監査人が財務書類に重要な影響を及ぼす不正・違法行為を発見した場合であって、監査役等に通知するなど、被監査会社の自主的な是正措置を促す手続きを踏んだ上でもなお適切な措置がとられないと認めるときは、監査人は当局へ申出

III. 監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直し

1. 行政処分が多様化（現行法では、戒告、業務停止、解散命令のみ）

- ・ 監査法人に対する行政処分の類型として次のものを追加
 - － 業務管理体制の改善命令
 - － 違反行為に重大な責任を有すると認められる社員について、一定期間、当該監査法人の業務及び意思決定の全部又は一部に関与することの禁止（注）命令
（注）例えば、品質管理の方針を策定する者やその実施者について、一定期間、その職務に従事することの禁止
- ・ 個人の公認会計士が著しく不当と認められる業務の運営を行った場合を、当局による必要な指示や処分の対象に追加

2. 課徴金納付命令の創設

- ・ 公認会計士・監査法人に対し、違反行為を適切に抑止する観点から利得相当額を基準とする課徴金を賦課（一定の戒告・業務停止、解散命令等を行う場合であって、課徴金の賦課が適当でないとは認められるときは、命じないことができる）
 - － 故意の場合：認定した虚偽証明期間に係る監査報酬額の1.5倍
 - － 相当の注意を怠った場合：認定した虚偽証明期間に係る監査報酬額の1倍
- ・ 除斥期間は7年

3. 有限責任組織形態の監査法人制度の創設

- ・ 有限責任組織形態の監査法人については、内閣総理大臣への登録を求め、次の要件を整備
 - － 最低資本金
 - － 供託金（損害賠償責任保険によりその全部又は一部を代替可能）
 - － 計算書類の開示（一定規模の監査法人については監査報告書を添付）
- ・ 虚偽証明事案に係る業務執行社員については無限連帯責任

4. 報告徴収・立入検査の権限の公認会計士・監査審査会への委任の範囲

- ・ 監査法人等に対する報告徴収・立入検査の権限を金融庁長官から公認会計士・監査審査会へ委任する範囲の見直し（日本公認会計士協会の品質管理レビューに関して行われるものその他業務の運営の状況に関するもの）

5. 外国監査法人等の届出制度等の整備

- ・ 外国会社等から提出される有価証券報告書等に係る監査証明業務を行う外国監査事務所（「外国監査法人等」）の内閣総理大臣への届出
- ・ 外国監査法人等に対する当局の権限（必要な指示、報告徴収、立入検査）を整備

IV. その他

○ 社員の競業等の禁止

- ・ 監査法人における社員の競業禁止規制について、非監査証明業務に関しては、他の社員全員の同意を要件に解除を容認
- ・ 監査法人の社員が大会社等から非監査証明業務により継続的な報酬を得ている場合、監査法人が当該大会社等に対して監査証明業務を提供することを禁止

V. 施行期日

- ・ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

公認会計士法等の一部を改正する法律案要綱

監査業務の複雑化及び高度化が進展する下で監査をめぐる不適正な事例が生じている現状にかんがみ、公認会計士及び監査法人について、その独立性の確保に係る規定の整備、課徴金納付命令等その業務の適正性の確保に係る制度の創設を行うとともに、監査法人の社員の資格の拡大並びに有限責任組織形態の監査法人制度及び外国監査法人等に係る届出制度の創設を行うほか、公認会計士等が法令違反等の事実を発見したときの申出等に係る制度の創設等を行うこととする。

一 公認会計士法の一部改正（第1条関係）

1. 公認会計士及び監査法人の独立性に係る規定

公認会計士及び監査法人は独立した立場において業務を行わなければならない旨を職責規定において規定する。（公認会計士法第1条の2、第34条の2の2関係）

2. 監査法人の社員資格

- (1) 公認会計士でない者についても、特定社員として日本公認会計士協会の登録を受けた場合には、監査法人の社員になることができることとし、登録拒否事由、登録手続等特定社員の登録制度に係る所要の規定を整備する。
- (2) 監査法人の社員のうちに公認会計士である社員の占める割合に下限を設けることとする。
- (3) 監査法人が重要な意思決定をその社員の一部をもって構成される合議体で行う場合には、当該合議体を構成する社員のうちに公認会計士である社員の占める割合に下限を設けることとする。
- (4) 監査証明業務については、公認会計士である社員のみが業務を執行する権利を有し、義務を負うこととする。
- (5) 特定社員に対して、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を守る義務を課すとともに、監査法人に対する信用を失墜させる行為を禁止することとする。
- (6) 特定社員がこの法律等に違反した場合には、戒告、2年以内の業務への関与等の禁止、登録の抹消の処分の対象とすることとする。
(公認会計士法第34条の4、第34条の10の2、第34条の10の8～第34条の10の17、第34条の13関係)

3. 公認会計士又は関与社員の就職の制限及び監査法人の業務の制限の範囲の連結会社等への拡大

- (1) 現行法において、公認会計士が監査証明業務を行った場合又は監査法人の社員が監査証明業務を執行した場合には、翌会計期間の終了の日までの間は、被監査会社の役員等に就いてはならないこととされている。この制限の範囲を拡大し、被監査会社の連結会社等（親会社及び連結子会社等）の役員等にも就いてはなら

ないこととする。

- (2) 現行法において、監査法人の監査証明業務にその社員として関与した公認会計士が、翌会計期間内に被監査会社の役員等となった場合には、その翌会計期間までは、当該監査法人は被監査会社に監査証明業務を提供してはならないこととされている。この制限の範囲を拡大し、監査法人の監査証明業務にその社員として関与した公認会計士が、翌会計期間内に被監査会社又はその連結会社等の役員等となった場合には、その翌会計期間までは、当該監査法人は被監査会社又はその連結会社等に監査証明業務を提供してはならないこととする。

(公認会計士法第28条の2、第34条の11、第34条の14の2関係)

4. いわゆるローテーション・ルールの整備

- (1) いわゆるローテーション・ルールの適用にあたり、連続する会計期間に準ずる一定の会計期間（連続会計期間）を継続監査期間の算定に用いることとする。
- (2) 大規模監査法人は、上場有価証券発行者等の財務書類について監査証明業務を行う場合において、筆頭業務執行社員等が5会計期間の範囲内での一定の連続会計期間に係る財務書類について監査証明業務を行った場合には、その後の一定の会計期間について当該筆頭業務執行社員等に監査証明業務を行わせてはならないこととする。
- (3) 上場しようとする会社の財務書類について公認会計士又は監査法人が監査関連業務を行った場合には、上場しようとする日の属する会計期間の前の内閣府令で定める会計期間を継続監査期間に加えて、いわゆるローテーション・ルールを適用することとする。

(公認会計士法第24条の3、第34条の11の3～第34条の11の5関係)

5. 業務管理体制の整備

監査法人が整備しなければならないこととされている業務管理体制について、次に掲げる事項を含むものでなければならないこととする。

- ① 業務の執行の適正を確保するための措置
- ② 業務の品質の管理（業務に係る契約の締結及び更新、業務を担当する社員その他の者の選任、業務の実施及びその審査その他の内閣府令で定める業務の遂行に関する事項について、それぞれの性質に応じて業務の妥当性、適正性又は信頼性を損なう事態の発生を防止するために必要な措置を講ずること）の方針の策定及びその実施
- ③ 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置（公認会計士法第34条の13関係）

6. 社員の競業等の禁止

- (1) 現行法上、監査法人の社員は、自己又は第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行ってはならないこととされている。これについて、非監査

証明業務については、これを行うことにつき他の社員の全員の承認を受けた場合には、これを行うことができることとする。

- (2) 監査法人は、その社員が大会社等から非監査証明業務により、継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、監査証明業務を行ってはならないこととする。 (公認会計士法第34条の11の2、第34条の14関係)

7. 公認会計士及び監査法人の説明書類の縦覧

- (1) 公認会計士は、大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったときは、年度ごとに、業務の状況に関する説明書類を作成し、事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないこととする。
- (2) 監査法人は、会計年度ごとに、業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないこととする。 (公認会計士法第28条の4、第34条の16の3関係)

8. 行政処分が多様化

- (1) 公認会計士が、著しく不当と認められる業務の運営を行った場合には、内閣総理大臣は、その公認会計士に対し、戒告又は2年以内の業務の停止の処分をすることができることとする。
- (2) 内閣総理大臣は、公認会計士が行う監査証明業務が著しく不当と認められる場合において、当該公認会計士が行う監査証明業務の適正な運営を確保するために必要であると認められるときは、当該公認会計士に対し、必要な指示をすることができることとする。
- (3) 内閣総理大臣は、監査法人が処分事由に該当するときは、その監査法人に対し、業務管理体制の改善を命ずることができることとする。
- (4) 内閣総理大臣は、監査法人に対して、2年以内の期間を定めて、処分事由に該当することとなったことに重大な責任を有すると認められる社員が当該監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することができることとする。 (公認会計士法第31条、第34条の2、第34条の21関係)

9. 課徴金納付命令の創設

- (1) 公認会計士又は監査法人が故意により虚偽証明を行ったとき又は相当の注意を怠ったことにより重大な虚偽証明を行ったときは、内閣総理大臣は当該公認会計士又は監査法人に対し、課徴金を国庫に納付することを命じなければならないこととする。(一定の戒告・業務の停止、登録の抹消又は解散を命ずる場合等において、当該課徴金を納付させることを命ずることが適当でないとき認められるときは、命じないことができることとする。)
- (2) 課徴金の額は、故意により虚偽証明を行ったときは監査報酬相当額の1.5倍に相当する額、相当の注意を怠ったことにより重大な虚偽証明を行ったときは監査報酬相当額とすることとする。

- (3) 課徴金納付命令の創設に伴い、審判手続に係る規定を整備する。
(公認会計士法第31条の2、第34条の21の2、第34条の40～第34条の66関係)

10. 有限責任組織形態の監査法人制度の創設

- (1) 社員が出資の価額を限度として債務を弁済する責任を負う有限責任組織形態の監査法人制度を導入することとし、登録手続等有限責任監査法人に係る登録制度に係る所要の規定を整備する。
- (2) 有限責任監査法人は、財務書類の証明ごとに一人又は数人の業務を担当する社員を指定しなければならないこととし、その証明に関して負担することとなった有限責任監査法人の債務をその有限責任監査法人の財産をもって完済することができないときは、指定された社員が、連帯してその弁済の責任を負うこととする。
- (3) 有限責任監査法人に係る登録拒否事由として、資本金の額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な額に満たない場合を定めることとする。
- (4) 有限責任監査法人は、その計算書類について、利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならないこととする。ただし、収益等の額が一定の基準に達しない場合は、この限りでないこととする。
- (5) 有限責任監査法人は、損害賠償請求権に対する債務の履行を確保するため必要かつ適当な額の金銭を、供託しなければならないこととする。
- (6) 有限責任監査法人は、損害賠償責任保険を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の保険金の額に応じて(5)の供託金の全部又は一部の供託をしないことができることとする。

(公認会計士法第34条の10の5、第34条の10の6、第34条の24～第34条の34関係)

11. 外国監査法人等の届出制度の創設等

- (1) 外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者は、金融商品取引法による開示規制の適用を受ける外国会社等の財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うときは、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならないこととし、外国監査法人等の届出制度に係る所要の規定を整備する。
- (2) 内閣総理大臣は、外国監査法人等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合において、その業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるときは、当該外国監査法人等に対し、必要な指示をすることができることとする。
- (3) 内閣総理大臣は、外国監査法人等が(2)の指示に従わないときは、その旨及びその指示の内容を公表することができることとする。
- (4) 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国監査法人等の行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関し、報告徴収及び立入検査をすることができることとする。

(公認会計士法第34条の35～第34条の39、第49条の3の2関係)

1 2. 公認会計士・監査審査会による報告徴収及び立入検査

金融庁長官は、公認会計士又は監査法人に対する報告徴収及び立入検査の権限のうち、日本公認会計士協会の品質管理レビューの報告に関して行われるもの、日本公認会計士協会による調査を受けていないこと及び調査に協力することを拒否していること等の事由により品質管理レビューの報告を行っていない場合において業務の運営の状況に関して行われるものについて、公認会計士・監査審査会に委任することとする。
(公認会計士法第49条の4関係)

1 3. その他

その他所要の規定を整備する。

二 金融商品取引法の一部改正 (第2条関係)

1. 外国監査法人等による監査証明に相当すると認められる証明

- (1) 金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項において受けなければならないこととされている財務計算に関する書類に係る公認会計士又は監査法人の監査証明について、外国会社等の場合には公認会計士法の規定による届出を行っている外国監査法人等による監査証明に相当すると認められる証明をもって代替できることとする。
- (2) 公認会計士法の規定により、内閣総理大臣の指示に従わなかった旨の公表等がされた外国監査法人等による監査証明に相当すると認められる証明については、(1)を適用しないこととする。
(金融商品取引法第193条の2関係)

2. 法令違反等事実発見への対応

- (1) 公認会計士又は監査法人が、上場会社等の監査証明を行うに当たって、当該上場会社等における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実(法令違反等事実)を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、当該上場会社等に書面で通知しなければならないこととする。
- (2) (1)の通知を行った公認会計士又は監査法人は、通知を行った日から一定の期間が経過した日後なお、法令違反等事実が財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ、当該上場会社等が適切な措置をとらないと認める場合であって、重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、当該法令違反等事実に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならないこととする。
- (3) (2)の申出を行った公認会計士又は監査法人は、当該上場会社等に対して(2)の申出を行った旨及びその内容を書面で通知しなければならないこととする。

(金融商品取引法第193条の3関係)

3. その他

その他所要の規定を整備する。

三 金融庁設置法の一部改正 (第3条関係)

1. 所掌事務

公認会計士法の規定による課徴金に関することを金融庁の所掌事務とすることとする。
(金融庁設置法第4条)

2. その他

その他所要の規定を整備する。

四 その他

1. 施行期日

この法律は、原則、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
(附則第1条関係)

2. 経過措置等

経過措置等に関する規定を設ける。
(附則第2条～第30条関係)

わが国証券取引所をめぐる将来ビジョンについて
(論点整理 (第三次))

平成 18 年 9 月 13 日
証券取引所のあり方等に関する
有 識 者 懇 談 会

1. はじめに

当懇談会においては、証券取引所がわが国経済や内外の投資家にとって極めて重要なインフラであるとの基本認識のもと、国内外の情勢変化に的確に対応した改革を取引所に促し、また、取引所自身が進めようとする改革を後押しするため、様々な観点から議論、提言等を行ってきた。これまでの議論のうち、証券取引所のシステム整備や上場規則を始めとする自主ルールのあり方等については既に論点整理や議事の公表等の形で提言や情報発信を行ってきたところであるが、更に今般、取引所を取り巻く近年の情勢変化を踏まえ、証券取引所自身の上場問題や自主規制機能等との関係、世界的視野の中での今後のわが国取引所市場のあり方等についても議論を行った¹。

当懇談会としては、こうした議論を論点整理し、わが国証券取引所をめぐる将来ビジョンとして公表することとした。各取引所が、このビジョンに示された意見、指摘等を十分に参照・斟酌し、今後の業務運営に活かしていくことを強く期待するとともに、こうした取り組みを通じて、内外の市場関係者からより高く信頼・評価されるわが国資本市場が創られていくことを希望する。

2. 証券取引所をめぐる情勢の変化

(1) 歴史的沿革と自主規制機能

¹ 当懇談会では、まず、証券取引所のシステム問題を中心に議論し、2月及び3月に、取引所のシステム整備に関する「論点整理 (第一次)」及び「論点整理 (第二次)」を取りまとめた後、上場制度の整備に関する議論を行い、その議論等の内容を経て、東証が「上場制度総合整備プログラム」を策定した。その後、本文に記載したとおり、今後のわが国取引所市場のあり方等についての議論を行い、今般、「証券取引所をめぐる将来ビジョン」について「論点整理 (第三次)」として取りまとめたものである。

歴史的沿革をみると、わが国の証券取引所は、諸外国の主要な取引所と同様、もともとは証券会社を会員とする会員制組織として運営されてきた。こうした会員制組織が持つ自主規制機能については、「会員自治の理念を基礎に、会員相互で自らを律するもの」とする捉え方と、「法律の授権等により²、規制当局としての役割の一部をより市場に近い現場で代行するもの」とする二つの捉え方が並存してきたが、実際には双方の性格を併せ持つものとして整理することが現実的である。また、どちらの立場に重きを置くにせよ、公正で透明な市場運営がなされるためには、取引所の持つ自主規制機能が特定の利害に左右されることなく、公正かつ十全に発揮されることが極めて重要である。

(2) 株式会社形態の導入

その後、株式会社形態の取引所も制度上認められるようになり³、複数の取引所が株式会社組織に移行したが、その際、株式会社として営利を追求する局面と、自主規制業務との間に利益相反が生じるおそれもあり、自主規制機能は、他の業務から独立して遂行されることが必要との指摘もみられた。

こうした問題に対処するため、先般成立した金融商品取引法においては、取引所が自主規制部門の独立性強化を目指す場合に、①取引所とは別の非営利法人が自主規制機能を担う組織形態と、②同一法人(取引所)内に独立性の高い自主規制委員会を置く組織形態の大きく言って2つの形態を選択することが可能とされたところである。

(3) 国際的情勢

このようなわが国の動きとは別に、昨今、特に欧米を中心として、取引所の自市場への上場や、取引所間の業務提携、経営統合等の合従連衡の動きが急速に進展してきているところであるが、この背景には、上場商品の多様化、経営拠点の共有化等による合理化、システムの集約・標準化、時差等を活用した相互補完、市場規模の拡大等によって競争力強

² 証券取引法においては、取引所は上場や取引等に関する規則の制定や会員証券会社(取引参加者)に対する調査・処分等に関する規則の制定・実施が義務付けられ、その内容についても行政庁の認可が必要。

³ 平成12年証券取引法改正。

化を図る狙いがあるものとみられる。

3. 証券取引所の上場と自主規制機能、株主等との関係について

(1) 証券取引所の上場

海外の主要な取引所は既に株式を自市場等に上場しており、国際的に見れば、証券取引所の上場自体は世界的な潮流と言える。わが国においては、大阪証券取引所が2004年4月に株式を自市場に上場し、東京証券取引所についても、本格的な市場間競争に備えるため、次世代システムの稼働を目指す2009年までには、上場を実現したい旨の意向が先般表明されたところである⁴。

証券取引所が上場を目指す際の狙い、目的等には様々なものがあり得るが、一般的には、次のような点が指摘されることが多い。

- ① 競争力強化（システム増強等への対応に向けた資金調達の多様化等）
- ② 株主構成の多様化、それによるガバナンスの強化等
- ③ 職員の意識改革
- ④ 取引所間の機動的な連携

ただし、上場自体はあくまで通過点に過ぎず、より本質的には、上場後に目指すべき市場理念を明確にすることが肝要である。その上で目指すべき理念がわが国資本市場の重要なインフラであり、社会的公器としての取引所の使命に相応しいものであるかどうか、また、理念達成のために上場がどのように位置付けられるのかという検証を行う必要がある。更に、東京証券取引所の上場がわが国取引所市場全体に与える影響といった視点も重要である。その意味でも、後述の今後のわが国取引所市場のあり方の検討は重要と言える。

なお、以上の議論の大前提として、上場に伴って生じ得る様々な弊害の防止については、自主規制部門の独立性強化などにより、十分な対応がなされていることが必須である。また、東京証券取引所の上場時期については、次世代システムの構築等との関係も重要な考慮要素ではあるが、昨今みられるような海外主要市場をめぐる様々な動向についても十

⁴ 実際に取引所が自市場等に上場する場合には、それに先立ち金融商品取引法に基づく当局の認可が必要。

分注視しつつ、検討を進めていくことが必要との指摘もなされたところである。

(2) 自主規制部門の独立性、自主規制機能の実効性

証券取引所が上場後も自主規制機能を十全に発揮するためには、自主規制部門の独立性がより強く求められることとなる。これについて、自主規制部門を別法人とする組織形態のうち、東京証券取引所からは、持株会社の傘下に自主規制法人と市場運営会社を置く方式とすべく検討を進める方向性を決定した旨の報告があった。当懇談会としては、わが国を代表する取引所である東京証券取引所については、自主規制部門の独立性の強化、明確化等について、外から見て分かり易く、特に国際的にも理解の得やすい組織形態とすることが不可欠であり、今後、そうした方向で検討が具体化していくことを強く期待する⁵。

自主規制業務を別法人に独立させることとした場合の留意点としては、

- ① 「仕組み」としての組織形態のみならず、実質的な独立性や実効性等を確保するための取り組みを継続すること、
- ② 各々の法人が行う業務運営が全体として円滑に行われるよう、各部門間における必要かつ適切な情報交換、連携等がバランスよく行われること、
- ③ 非営利法人である自主規制法人の財務基盤の確立や業務を適切に遂行できるような体制の整備が十分になされていること、
- ④ 自主規制ルールの制定や定着等の過程において、市場関係者等と十分なコミュニケーションを図り、合理的で幅広く納得の得られる形でその実効性が確保されること

などがあげられるが、いずれにしても、自主規制機能の確保のために、上場に先立って更に具体的かつ現実的な検討が急がれる。

なお、組織体制の見直しと並んで、すでに一部で取組みが見られるように、専門的知見を有する人材の外部登用や研修強化などによる役職員のレベルアップ、スキルアップ等についても引き続き重要課題として取り組んでいくべきである。

⁵ 証券取引所の上場と同様、取引所の組織変更や自主規制法人の設立、当該自主規制法人が取引所から委託を受けて自主規制業務を行う場合など、それぞれについて金融商品取引法に基づく当局の認可等が必要。

(3) 多様化する株主との関係

今般の金融商品取引法により、取引所の株主にかかる主要株主規制については、取引所株式の20%以上の保有を原則禁止とする旨の規定の明確化が図られているが⁶、株式を上場する以上、常に一定の買取リスクに晒されることを十分に認識すべきである。

また、社会的公器としての安定性を果たし得るよう、取引所の経営的側面においても、株主、投資家の動向等を十分注視し、その状況に応じて、取り得る方策等についても検討していくべきである。

いわゆる買取防衛策導入の是非については、法令による主要株主規制の下で、市場評価の向上や安定的な株主との関係構築により対応することを基本とすべきとの考え方が取引所側から示された。他方で、この問題については市場関係者等の意見も交えながら検討を継続し、実際に上場する時点における市場環境等も十分見極めた上でその導入について改めて判断していく必要性も認められよう。

4. 今後のわが国証券取引所のあり方

(1) 世界的視野の中におけるわが国市場の位置付け

① 国際競争力の強化

今後、国際的な市場間競争を勝ち抜いていくためには、
イ. 公正かつ透明で国際的にも整合性のとれた市場ルールの整備
ロ. 世界最高水準のシステム構築と市場運営に対する信頼性確保
ハ. 上場商品の多様化による品揃えの確保
等による競争力強化が重要な決め手となる。

⁶ 諸外国においても、欧州などでは議決権の一定割合を超えて持分を保有する場合は、当局の事前認可等を必要とする主要株主規制が課されている。

また、米国においては、取引所の定款等において議決権の集中を制限することが一般的であり、例えば、ニューヨーク証券取引所で取引される同取引所の持株会社株式は、10%を超える議決権の集中が生じた場合は、当該超えた部分の議決権が無効となる議決権制限株式の形で上場されている。

このうち、公正かつ透明で国際的にも整合性のとれた市場ルール
の整備については、金融商品取引法等の法令ベースでのルール整備に加
えて、上場ルールを始めとする取引所ルールに関する適時・適切な見
直し⁷、市場仲介者たる証券会社レベルでのチェックや自主的な規律付
け⁸等を迅速かつ着実に推進していく必要がある。その際、法令や自主
ルールが互いに整合性のとれた形で見直されていくことも重要である。

また、世界最高水準のシステム構築と市場運営に対する信頼性を確保
するためには、上記のルール整備に加え、次世代システムの構築や
現行システムの能力増強、緊急時のバックアップ・相互補完体制の整
備といったシステム面での対応をスピーディーに進める必要があり、
加えて、将来的な世界的規模での取引所システムの連携、共有化とい
った可能性も視野に入れれば、わが国において開発を進める次世代シ
ステムは、取引所システムに関する国際標準の獲得をも視野に入れた
対応も望まれるところである。

なお、システム構築のために必要なコスト負担については、システ
ムの性能や安全性に関して社会的に許容し得る合理的範囲を取引所ご
とに対外的に取り決めた上で、その水準を設定するという考え方に立
つことも必要との指摘があった⁹。

上場商品の多様化による品揃えの確保については、近年になって諸
外国の取引所においても重視される傾向にあり、発行企業、投資家、
市場仲介者等、関係者の多種多様な市場ニーズについての的確な情報を
収集・分析し、対応していく必要がある。

② アジア地域における位置付け

⁷ 例えば、当懇談会でも取り上げた東京証券取引所の「上場制度総合整備プログラム」の策定等がこれにあたる。また、各証券取引所間で自主規制ルールの整合性の確保を図るための連携の強化も必要である。

⁸ 先般報告された「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」（金融庁監督局）の論点整理において示されたような、市場仲介者としての証券会社によるオペレーションの信頼性の向上、発行体及び投資家に対するチェック機能の発揮や、市場プレイヤーとしての証券会社の自己規律の維持、規範の整備等が重要となる。

⁹ 例えば、システム構築の「主体者」である取引所と、「活用者」である社会との間でSLA（Service Level Agreement）を締結することとし、その下で、システムの達成目標の明確化、目標達成状況の報告、情勢の変化に応じた目標の見直し等を取引所が行っていく体制を構築することとし、システムの停止や再稼動の条件が客観的にみて合理的な範囲に含まれ、かつ社会的にも許容され得る範囲であれば目標達成レベルの合理化によるコストダウンを図っていくこともあり得る。

世界的視野における競争戦略を考えた場合、東京市場は特に、アジア地域において中心的役割を担っていくべきであり、そのためにまずは、域内の取引所との業務提携の推進等により、アジア企業の上場推進等にも積極的に取り組んでいく必要がある。

③ 欧米市場との関係

欧米を中心とした取引所間の合従連衡の動きは、これまでのところ、市場自体の統合というよりは、資本関係の強化による経営統合の側面が強い。東京市場については、こうした面での欧米市場の動きを考慮に入れつつも、むしろ当面は、世界的視野における取引所市場としての競争力の向上に取り組みつつ、上記のようにアジア域内における優位性、地位を高めていくことに傾注すべきである。

なお、株価指数先物等の派生商品については同一の商品について取引所間競争がグローバルに展開されている現状にあることから、例えば、マザーマーケットとしての優位性を既に有しているような商品については、時差等を活用した市場間連携を通じて、グローバルな取引を更に取り込み、市場としての強みを増していくことも一つの方策として注目される。

(2) わが国取引所市場全体の今後

わが国取引所市場の現状を大きく区分してみると、現物取引の太宗が東京証券取引所に集中する一方で、先物等の派生商品取引で大きなシェアを有する大阪証券取引所や、新興企業向けの市場に特化したジャスダック証券取引所があり、このほか地域経済に根差した特色ある取引所も複数ある。当懇談会においては、このような、わが国取引所市場全体の今後の姿についても議論を行った。

議論の過程において、市場の集約を進めていくべきとの意見もあったが、他方で、市場間の健全な競争の重要性も強調されたところである。

まず、新興市場については、これまで、上場企業等をめぐって問題事例

もあり、市場の透明性・公正性を高めるための各般の努力を更に継続していく必要性が強く指摘された。また、現状、わが国の全ての取引所において、新興市場を有していることが、結果として、取引所ごとの特色を見えにくくしているのではないかとといった指摘がある一方で、市場間における健全な競争を通じて、新興市場が成長、発展していくという流れも重要との意見もあったところである。

派生商品市場に関しては、前述の通り取引所が多種多様な上場商品を揃えていくことが、国際競争力の観点からは重要であるが、各取引所が得意分野とする特色ある商品を自らプロモートしていくことによって、結果的に、わが国取引所市場全体の品揃えの多様化につながっていくという側面もあると考えられる。

以上を踏まえると、国内市場全体の今後の姿としては、各取引所が引き続き、わが国取引所市場全体の動向を睨みつつ、発行企業、投資家、証券会社などの市場関係者それぞれのニーズを反映していく中で発展していくべきものと考えられる。

また、現在、証券会社と取引所間のシステム共通基盤の整備、緊急時におけるバックアップシステムの整備や取引所間の相互補完等について協議が進められているところ¹⁰であるが、こうした国内レベルでの市場関係者間における連携や相互協力を通じてわが国市場全体としての効率性・信頼性を高めていくことも重要である。

なお、最近、取引所に類似した私設取引システム（PTS）¹¹を開設する動きが複数みられるが、今後はこのような動きが市場全体にどのような影響を与えるかについても注視していく必要がある。

5. 終わりに

¹⁰ 現在、国内の証券取引所間において、災害やシステム障害の発生等一定の事態に対処するため、システム関係を中心としたバックアップ体制や相互補完体制の整備に向けた検討が進められており、更には、日本証券業協会と各証券取引所との間において、証券会社と証券取引所間のシステムの共通基盤整備のための接続仕様の共通化等に向け具体案を検討するといった動きもみられる。

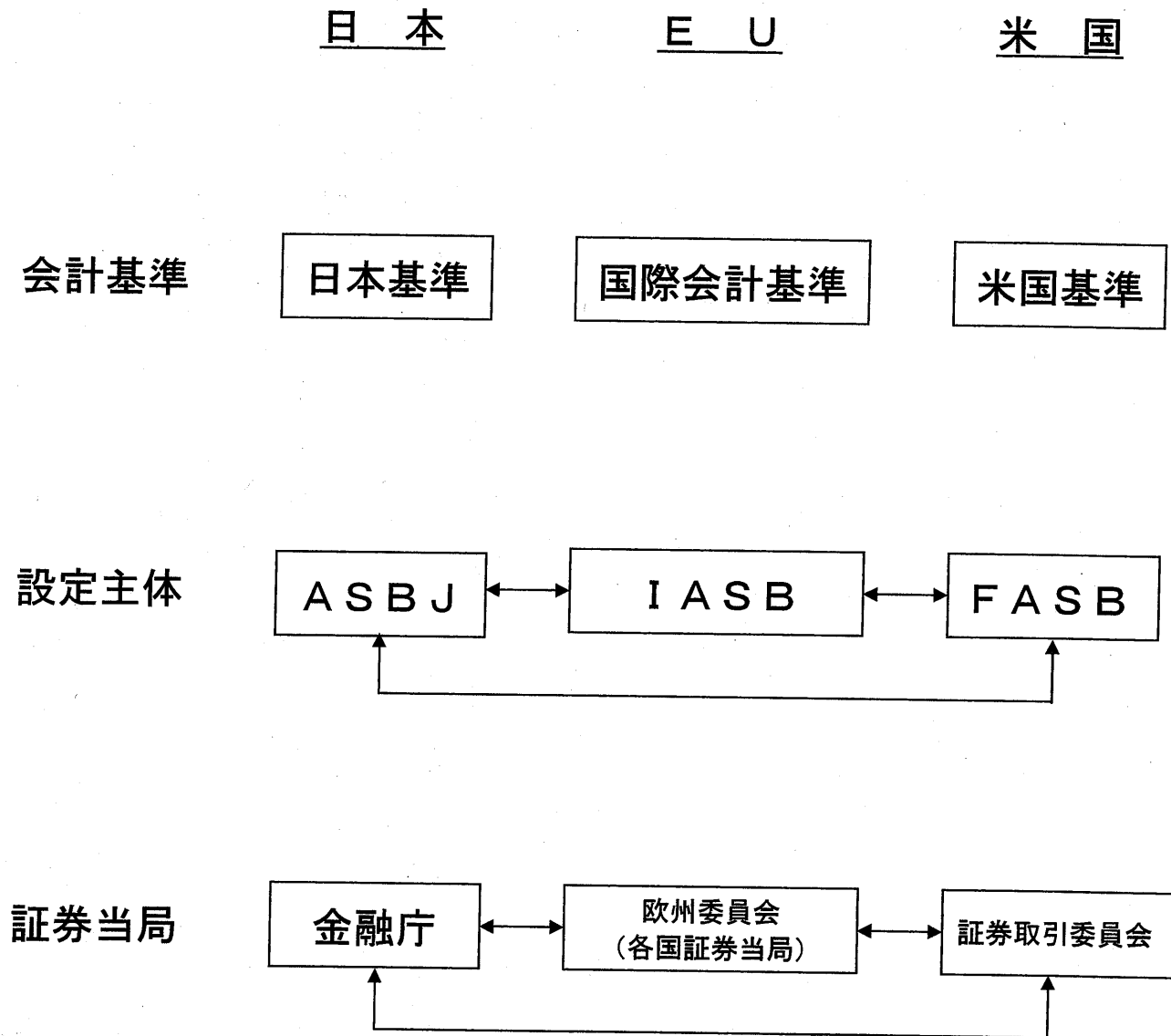
¹¹ 私設取引システム（PTS）業務は、平成10年の金融システム改革によって取引所集中義務が撤廃されたことを受けて導入されたもの。

当懇談会においては、わが国証券取引所をめぐる将来ビジョンに関して様々な観点からの意見・指摘が出され、上述のとおり、今後、証券取引所が行うべき取組み、検討に向けての着眼点や重点項目等を整理した。ただし、欧米を中心とした取引所の国際的な再編成の動きが加速していく中で、世界市場における日本市場の地盤沈下を避けるためには、証券取引所のみならず、わが国資本市場全体の魅力向上や信頼強化も不可欠である。

そのためには、今後とも機会を捉え、証券取引所、証券会社、上場企業、投資者、更には必要に応じて行政当局も含め市場に携わる全ての関係者が積極的に参加して、日本の証券取引所ひいてはわが国資本市場の将来像、あるべきビジョンについて真剣に議論していくことが望まれる。

以 上

会計基準に関する主要市場の状況



ASBJ : 企業会計基準委員会 (日本)

IASB : 国際会計基準委員会

FASB : 財務会計基準委員会 (米国)

会計基準のコンバージェンスに向けて（意見書）

平成18年7月31日
企業会計審議会
企画調整部会

一 会計基準のコンバージェンス（国際的収斂）をめぐる動向

1 我が国会計基準のこれまでの動向

我が国の会計基準は、1990年代後半以降、会計基準をめぐる国際的な動向を踏まえつつ、投資家へより有用な情報を提供するという観点から、急速に整備が進められた。連結会計、金融商品会計、退職給付会計、固定資産の減損会計、企業結合会計等の基準が矢継ぎ早に整備され、今日、我が国会計基準は、高品質であると同時に、一部相違はあるものの、全体として国際的な会計基準とも整合性のあるものになっていると考えられる。

2 会計基準のコンバージェンスの動向

しかし、金融・資本市場のグローバル化が進行する中、会計基準のコンバージェンスの動きが更に加速化しており、各国の会計基準は互いに近づきつつある。

こうした中、国際会計基準は、近年急速に使用が広まってきている。適用の整合性等をめぐる議論が行われているものの、現在、EU諸国を含め多くの国において採用ないしは使用が容認されており、また他の国においても自国会計基準と国際会計基準との相互のコンバージェンスが進められているとされている。

米国も例外ではなく、米国財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）は、2002年のいわゆる「ノーウォーク合意」以来、米国会計基準と国際会計基準とのコンバージェンスに向け議論を積み重ねてきており、本年2月、具体的なコンバージェンス項目と、各項目について2008年までにコンバージェンスの完了又は計測可能な進捗を達成すること等を盛り込んだ、作業計画（MOU）が合意された。

また、我が国の企業会計基準委員会（ASBJ）も、2005年3月から、IASBと相互の基準のコンバージェンスに向けた議論を開始し、本年3月には第3回会合が開かれ、コンバージェンスの加速化に合意している。さら

に、ASBJは、2006年5月から、FASBとの協議も開始している。

3 金融・資本市場監督当局の動向

このようなコンバージェンスの進展等を背景に、主要金融・資本市場の監督当局間においても新たな相互承認の動きが出てきている。

米国証券取引委員会（SEC）は、EUにおいて域内上場企業に対する国際会計基準の適用が義務づけられたこと等を踏まえ、2005年4月に、いわゆる「ロードマップ」を発表した。「ロードマップ」は、今後のコンバージェンスの進捗等を踏まえ、現在、国際会計基準に基づく財務報告に対して米国において要求している数値調整措置を、2009年を目標に撤廃する道筋を明らかにしている。

他方、欧州委員会（EC）は、EU市場で資金調達を行う域外企業に対しても、国際会計基準又はこれと同等の基準の使用を義務づけるとの方針のもと、日・米・加の会計基準について、当該国の当局と協議しつつ、同等性評価の作業を進めてきた。その過程で欧州証券規制当局委員会（CESR）は、日本基準については、国際会計基準と「全体として同等」とした上で、26項目について追加開示等の補正措置が必要と助言した。今般、ECは、国際的なコンバージェンスが進展していること等を踏まえ、当該措置の適用開始を、当初案の2007年1月から2009年1月まで延期するとともに、最終的な同等性評価を行うために、相互の基準のコンバージェンスの進捗状況等についてモニタリングを継続的に実施し、2008年4月までに評価報告書を策定することを提案した。

二 今後の対応

1 コンバージェンスへの前向きな対応

会計基準のコンバージェンスは、我が国経済の将来的な戦略に関わるものである。我が国経済にとって、将来に向かって、その成長力・競争力を強化するためには、まず公正で透明な市場を確立し、市場活力の維持と向上を図ることが大前提となる。そのためにも、投資家重視の視点を改めて確認し、我が国金融・資本市場への信認を確保していく必要がある。

会計基準は投資家が企業そして市場を選ぶ際の尺度であり、尺度に信頼性がなければ企業の内外市場での資金調達に支障をきたすとともに、市場自身の魅力も色褪せてしまう。会計基準は金融・資本市場の最も重要なインフラの一つである。内外の市場や取引が一体化しつつある状況を踏まえると、内

外の投資家の信認を広く勝ち取れるような高品質かつ国際的に整合的な会計基準の整備が求められている。

また、我が国企業の事業活動という面からも、我が国会計基準が外国において受け入れられなければ、我が国企業の海外市場での資金調達に支障が生じることにもなりかねない。

米国やEUを中心に、国際的にコンバージェンスに向けた具体的な取組みが加速化している状況を踏まえると、我が国会計基準が国際的に通用しないローカルな基準となってしまうようにするためにも、会計基準のコンバージェンスに対してより積極的に対応し、より高品質な基準を目指すべきである。そのためにも、関係者が一丸となり、相互の協力体制を確立・強化して対応していくことが望まれる。

なお、会計基準を互いに近づけていくコンバージェンスを進めるに当たっては、各国の法制度や取引実態等の相違を相互に踏まえることも重要である。また、コンバージェンスに対応して会計基準を設定する際、会計基準の適用に対する市場による評価などを踏まえつつ、適切なデュー・プロセスを経て進める必要があることは言うまでもない。

2 EUの同等性評価等を視野に入れた計画的な対応

我が国会計基準については、最近10年程度において急速に整備されてきたところではあるが、コンバージェンスに関する国際的な動向等を踏まえると、コンバージェンスに向けた更なる取組みが期待されているものと考えられる。その上で、EUによる同等性評価に向けたスケジュールを視野に入れると、2008年初めまでに、相互にコンバージェンスの達成が可能な項目についてコンバージェンスを図るとともに、コンバージェンス達成に時間を要する項目についても作業の進捗について一定の方向性を示すことが重要となる。そのためには、早急に具体的な工程表が策定され、内外の関係者に対し、我が国の取組みが示されていくことが適切である。

その際、EUによる同等性評価を踏まえ、相互にコンバージェンスを進める観点からは、既に同等性評価の過程でCESRから補正措置が提案されている26項目に留意していくこと、その中でも、補完計算書等が提案されているような、開示上重要と考えられる項目の取扱いについて特に留意していくことが期待される。

3 相互承認に向けた外国との対話の強化

EUによる同等性評価においては、今後、ECが2008年初めまでに報告書をまとめることとされており、そのために、コンバージェンスの進捗状況をECがモニタリングしていくこととされている。このモニタリングを円滑に進めていくためにも、金融庁は、ECと連携して双方向にコンバージェンスの進捗をモニタリングする体制を構築し、相互承認に向けて努力していく必要がある。

また、米国市場において、我が国会計基準に基づく財務諸表が受け入れられる可能性を模索することも考えられる。SECは、米国会計基準以外の会計基準に基づく財務諸表の受入を判断するに当たって、当該会計基準が包括的かつ高品質であり、整合的に解釈・適用されていることなどに加え、米国市場で広く使用されていることを想定しており、我が国会計基準の相互承認は、現状からすれば、必ずしも容易ではないが、金融庁においてはSECとの積極的な対話を粘り強く進めていくことが肝要である。

4 国際会計のルール作りに関与しうる人材の確保・育成

コンバージェンスを戦略的・計画的に進めていくためには、国際会計をめぐる人材の確保・育成も重要な課題となる。国際会計基準の策定に関しては、既に、IASBよりASBJに対し、IASBがFASBと進めているコンバージェンスのプロジェクトに対してASBJからの人材派遣を受け入れる旨の提案がなされているところである。本提案については、国際的なルール作りに関して我が国の発言力を確保していくためにも前向きな対応が期待される所であり、その際、経済界、公認会計士界等においても、人材面での積極的な協力が期待される。

別添

ASBJ プロジェクト計画表 (コンバージェンス関連項目)

2006年10月

| 項目 | 2006年 9月以前 | 2006年 | | | | | 2007年 | | 備考 | |
|-----------------------------|------------------------|---------|-------|-------|-------|---------|--------|------|---------------------------|--|
| | | 10月~12月 | 1月~3月 | 4月~6月 | 7月~9月 | 10月~12月 | 2008年初 | 補足 | | |
| EUによる同等性評価に関連するプロジェクト項目(※1) | | | | | | | | | | |
| 補1 | 企業結合① (ブーリング) | | PT | | | RR | (DP) | △(○) | RR後DPを検討 | |
| 補2 | 連結の範囲① (SPEの開示) | 専門委 | ED | Final | | | | ◎ | - | |
| | 連結の範囲② (SPEの連結) | | | | | | DP | ○ | IASB/FASB議論を踏 まえ検討 | |
| 補3 | 会計方針の統一 (在外子会社) | Final | | | | | | ◎ | 2006年5月に実務対 応報告第18号を公表 | |
| B4 A13 | ストック・オプション (費用化・注記) | Final | | | | | | ◎ | 2005年12月に企業会 計基準第8号を公表 | |
| (※2) | 企業結合② (その他) | | PT | | | RR | (DP) | △(○) | RR後DPを検討 | |
| B8 | 棚卸資産 (後入先出法) | | | PT | | | | △ | 2007年中に方向性を 決定 | |
| | 棚卸資産 (評価基準) | Final | | | | | | ◎ | 2006年7月に企業会 計基準第9号を公表 | |
| B9 | 会計方針の統一 (関連会社) | | | PT | | | (ED) | △(○) | PT検討踏まえEDを検 討 | |
| B10 A23 | 固定資産 (減損) | | | PT | | | RR | △ | RR及びIASB/FASB 議論を踏まえ検討 | |
| B11 | 無形資産 (含む開発費) | WG | | | | | DP | ○ | IASB/FASB議論を踏 まえ検討 | |
| A17 | 工事契約 | WG | 専門委 | | | ED | Final | ◎ | - | |
| A19 A24 | 資産除去債務 | WG | 専門委 | | | ED | Final | ◎ | - | |
| A20 | 退職給付 | | | PT | | | | △ | IASB/FASB議論を踏 まえ検討 | |
| A22 | 金融商品 (公正価値開示) | WG | 専門委 | | | ED | Final | ◎ | - | |
| A25 | 投資不動産 | PT | | | | | | △ | IASB/FASB議論を踏 まえ検討 | |
| その他の関連プロジェクト項目 | | | | | | | | | | |
| | セグメント報告 | WG | 専門委 | | | ED | Final | | | |
| | 関連当事者開示 | ED | Final | | | | | | | |
| | リース | 試案 | ED | | Final | | | | | |
| | 過年度遡及修正 | PT | | | DP | | | | | |
| | 四半期会計基準 | | ED | Final | | | | | | |

(注1)

「項目」欄

- 左端欄にCESRの同等性評価に関する技術的助言の中での取扱いを示している。表記の意味は次のとおり(記号に付した数字は差異項目(26項目)に係る便宜上の連番)。
- 補 : 補完計算書(仮定計算ベースの要約財務諸表作成)
- B : 開示B(IFRSに従って会計処理した場合の定量的影響(損益又は株主持分への税引前後の影響)の表示)
- A : 開示A(日本基準で既に提供されている開示を補強する定性的・定量的情報の開示)

「備考」欄

- 2008年年初の各プロジェクトの取組状況見込みを示している。表記の意味は次のとおり。
- ◎ : 終了
- : 委員会において検討中
- △ : PT/WGレベルにおいて検討中

(注2)

- ※1 CESRの同等性評価に関する技術的助言の中で補正措置が求められるとされている項目のうち、B12(農業)、A18(保険契約(異常危険準備金))、A18(不良債権開示)及び26(金融商品)については、ASBJのプロジェクトとしては取り上げていない。
- ※2 B5(交換日)、B6(取得研究開発)、B7(負ののれん)、A14(少数株主持分)、A15(段階取得)、A21(外貨建てののれんの換算)を含む。

PT 内部プロジェクト・チーム設置
WG ワーキング・グループ設置
専門委 専門委員会設置
RR 調査報告(Research Report)
DP 論点整理(Discussion Paper)
ED 公開草案(Exposure Draft)
Final 会計基準/適用指針等(最終)

平成19年6月13日

金 融 庁

山本金融担当大臣と欧州委員会マクリーヴィ委員が

会計・監査等金融サービスの分野について会談

1. 山本有二金融担当大臣は、2007年6月13日に、金融庁において、欧州委員会チャーリー・マクリーヴィ委員（域内市場・サービス担当）と会談した。会談には、金融庁五味廣文長官とヨルゲン・ホルムキスト域内市場総局長も同席した。
2. 山本大臣とマクリーヴィ委員は、日本の金融商品取引法やEUの金融商品市場指令を含め、日・EUの資本市場における最近の動向について、意見交換を行った。
3. 山本大臣は、日本の金融資本市場の国際金融センターとしての魅力を高めようとする取組みを説明した。これに対し、マクリーヴィ委員は、ファイアー・ウォール規制に関する事項を含め、今後実施される可能性のある施策に高い関心を示した。
4. 両者は、会計基準の分野において、日・EUで適用される基準の同等性に関し満足できる解決策を見出すことを目的とした継続中の対話及び努力に対し、歓迎の意を示した。マクリーヴィ委員は、企業会計基準委員会（ASBJ）によって行われているコンバージェンスに向けた作業の進展を認識し、山本大臣は、EU市場の開放的な性格が維持されることの重要性を強調した。

5. さらに、両者は、監査の分野においても、監査監督体制等について相互協力・理解を進めていく必要があることについて合意した。将来的には、一つの目標として、相互に監督体制を信頼し合うことを目指すものとなる。本作業に際しては、多くの点について検討することが必要であり、適切な監査基準に担保された品質保証体制、調査・処分体制や公的監視体制がこれに含まれよう。

6. 両者は、会計・監査の分野における進展を確かめるため、本年末までに専門家レベルでの会合を開催することに合意した。